

## 台湾総督府文書からみた霧社事件

台湾総督府・専売局・台北州鶯歌庄の記録から

東 山 京 子

はじめに

- 一、 本国政府と台湾総督府の記録
  - 二、 台湾総督府専売局の記録
  - 三、 台北州海山郡鶯歌庄の記録
- おわりに

はじめに

霧社事件に関する研究は、故立教大学教授戴國輝編著の『台湾霧社蜂起事件 研究と資料』<sup>[1]</sup>（以降、『霧社蜂起事件』と略記する）を筆頭に、数々の研究書が出版されてきた。この『霧社蜂起事件』は、研究編と資料編とに分か

れ、研究編には、「霧社蜂起事件の概要と研究の今日的意味 台湾少数民族が問いかけるもの」<sup>(2)</sup>、「日本帝国主義の台湾山地支配 霧社蜂起事件まで」<sup>(3)</sup>、「台湾における『蕃人』教育」<sup>(4)</sup>、「台湾総督府の対人掌握策と高山族」<sup>(5)</sup>、「昭和政史における霧社蜂起事件」<sup>(6)</sup>、「日本国内ジャーナリズムにおける霧社蜂起事件」<sup>(7)</sup>、「日本文学に現われた霧社蜂起事件」<sup>(8)</sup>、「霧社蜂起と中国革命 漢族系中国人の内なる少数民族問題」<sup>(9)</sup>、「霧社をたずねて」<sup>(10)</sup>で構成され、資料編として、「霧社蕃騷擾事件調査復命書」<sup>(11)</sup>（以降、「調査復命書」と略記する）、「霧社事件誌」<sup>(12)</sup>、「霧社事件二関スル概況説明書」<sup>(13)</sup>、「霧社事件に就て」<sup>(14)</sup>、「霧社蜂起事件日誌」<sup>(15)</sup>、「霧社蜂起事件関係文献目録」<sup>(16)</sup>（以降、「文献目録」と略記する）が掲載されており、霧社事件の全容を知ることができる研究書であり資料集である。このなかで執筆および「霧社蜂起事件日誌」を纏めた春山明哲氏の『近代日本と台湾 霧社事件・植民地統治政策の研究』<sup>(17)</sup>を以て霧社事件は研究し尽くされたといつて過言ではない。しかし、二〇一九年に、春山氏が「日本における台湾史研究の100年 伊能嘉矩から日本台湾学会まで」<sup>(18)</sup>のなかで、「霧社事件研究はまだまだ先が長い」<sup>(19)</sup>と書いているように、霧社事件の研究は、いまもなお日本および台湾の研究者により研究が続けられている。霧社事件に関する著作物は、既述の「文献目録」により一九八一年までは把握することができる。その後、補遺版が一九八八年に刊行され、さらに、北村嘉恵氏が「霧社事件関連文献目録」<sup>(20)</sup>において、一九四五年から二〇一〇年までの日文・中文・英文にて刊行された文献など約六一〇点を収録しており、題名を見ただけでもあらゆる角度から研究されてきたことがわかる。このようななかで、台湾においては、二〇一一年に、霧社事件を描いた映画『賽德克・巴萊』（セデック・バレ）が制作され、台湾で人気を集め、二〇一三年には日本でも公開されたが、その一〇年前の二〇〇三年には、花岡次郎の妻である初子の視点から描いた連続ドラマ『風中緋櫻』が台湾で放映されている。

『霧社蜂起事件』のなかの『調査復命書』は、前台中州知事であり事件当時は拓務省管理局長であった生駒高常

が事件後に東京から台湾に派遣され現地視察した復命書であり、「霧社事件誌」は台湾総督府警務局が数年かけて纏めたもので、「霧社事件二関スル概況説明書」は台中州能高郡警察課が作成し、「霧社事件に就て」は事件後霧社に出勤した鎌田弥彦少将支隊の参謀歩兵大佐服部兵次郎による霧社事件顛末書であることから、貴重かつ重要な記録資料である。このように、台湾総督府の上部機関である拓務省、台湾総督府の警務局、陸軍による記録は残されているが、当の台湾での統治機関である台湾総督府が管理してきた基幹文書としての「台湾総督府公文類纂」（以下、「台湾総督府文書」と称す）の中には、管見した限り事件に関する文書は綴られていない。軍隊を投入してまで徹底的に弾圧した霧社事件は、台湾統治史上において原住民の最大なる蜂起であり、宇野利玄氏のいう「日本の統治に対する強力な拒否の表現」<sup>21</sup>であり、台湾総督府の統治政策という問題だけでなく、台湾総督および拓務大臣の責任問題となった騒擾事件である。そうであるにもかかわらず、台湾総督府文書には事件に関する文書が存在しない。綴られている文書は、諭告案のみである。

事件後に、拓務省に提出した「調査復命書」等を以て協議した結果、総督石塚英蔵、総務長官人見次郎、警務局長石井保、台中州知事水越幸一の更迭が決定する。総督府の上部組織である拓務大臣松田源治の責任は回避されたが、第五九回帝国議会では議論が長期間に及んだ。台湾総督府が事件後に「霧社事件の顛末」<sup>22</sup>として纏めてはいるものの、本国政府にまで多大な影響を与えた台湾統治上において、最大の抗日事件であったにもかかわらず、台湾総督府文書には報告書すらも綴られていない。綴られている文書は「諭告案」だけである。拓務省から「調査復命書」が提出され、事件に関する顛末の報告がなされており、台湾総督府内においては審議する必要がなく、事件に関する処理はすべて上部機関である拓務省が中心となって行ってきたことから、台湾総督府が処理する案件ではなかったということなのだろうか。そのため、台湾総督府文書の中には、霧社事件に関する文書が何ひとつ残らなかつ

たのであろうか。だが、実はそれだけでなかった。事件発生の一報を受けた総督は、台湾軍司令官へ出動を要請したことから、台湾総督府の上部機関である拓務大臣ではなく、「霧社事件二関スル件」<sup>23</sup>として、陸軍大臣が上奏することになる。ここに、台湾総督府文書に霧社事件に関する文書が綴られていない理由があるのではなからうか。ここでは、論告案しか綴られていない台湾総督府文書および陸軍からの上奏案を見ていくことで、何故、台湾総督府文書には霧社事件に関する文書が綴られていないのかということを明らかにしていく。

次いで、台湾総督府文書を補う文書として、官営企業たる台湾総督府専売局公文類纂（以下、「専売局文書」と称す）と直接住民に関わる台北州海山郡下鶯歌庄役場文書（以下、「鶯歌庄文書」と称す）が現存することから、これらの文書に綴られた霧社事件関連の文書を見ていく。専売局文書には、「霧社事件書類」<sup>24</sup>および「霧社凶蕃襲撃事件報告」<sup>25</sup>という霧社事件について纏められた文書がある。そこには、「調査復命書」、「霧社事件誌」、「霧社事件二関スル概況説明書」、「霧社事件に就て」には記録されていない内地人と本島人、文化的啓蒙活動を目的として設立した台湾文化協会の会員や台湾において初めての政党である台湾民衆党の党员、左傾分子と見られていた人物などの言動を含めた台湾住民の民情および動静が記録され、さらに、霧社事件殉職者の追悼会や帰還者の歓迎会などの行事に関する文書、義捐金募集の案内文書などがある。なかでも、「霧社事件書類」の「霧社蕃人反抗事件二対スル民情」および「霧社凶蕃襲撃事件報告」の「霧社兇蕃襲撃事件概況報告書」には、霧社に近い専売局埔里出張所内における当時の状況が書かれているため、非常に重要な記録である。一方の鶯歌庄文書には、台北州下から動員された兵士帰還の際の出迎え、戦死した台北州下の住民の追悼式、各庄毎に集めた義捐金送付などの記録が綴られていることから、霧社事件に関連して海山郡鶯歌庄役場では何が行われていたのかを知ることが出来る。そのため、霧社事件において専売局および地方の直接住民に接する末端の街庄記録から、それぞれの機関では何が行わ

れていたのかを明らかにしていくとともに、専売局および庄役場にとっての文書が如何なるもので、それぞれの機関としての特徴を見ていきたい。

ここで使用する各文書については、紙幅の関係で別途論じることになっているが、特に、専売局文書は資料集として翻刻を予定しており、さらに台湾総督府文書については、文書管理制度上の観点から論じる。

### 一、本国政府と台湾総督府の記録

台湾総督府公文類纂には、「霧社事件ニ対スル總督諭告発布ノ件」<sup>26</sup>が昭和五年二月二十九日に立案、至急の案件として合議され、同日に総督決裁がなされ、官秘第五三号、秘己第五七五号として翌日の三〇日に総督官房秘書課長代理沢永彦四郎より台湾総督府の各機関へ発せられた。本案件には、諭告案とともに修正された告諭が綴られているため、府報<sup>27</sup>および台中州報に掲載された諭告とともに、これらと比較していく。台湾総督府文書に綴られた諭告案は、修正された箇所が数箇所あるが、この案件を文書学的に見ると、最後の頁が、左右反対に綴じられている。綴じられているのではなく、反対に貼り付けられているのだ。なぜ反対に貼られたのかについては、台湾総督府文書の保管場所の変遷期において破損した文書を、台湾省文献委員会における修復の際に過って、左右反対に貼り付けてしまったのではなからうか。次の頁には、発せられた諭告文が綴られ、本諭告を発した機関名と送付確認印の割り印が押印されている。

この諭告案は、鑑文の伺案において当初「告諭案」と称していたため、「諭告」に修正されているが、修正されたものには「告諭」と書かれている。府報および台中州報は諭告としていくことから、法令に関しては、府報に掲載するをもって告示日とすることから法令として発する諭告と、総督府から各機関へ発するものとして区別し、各

機関へは告諭の名称を使用したのであろうか。ここでは、原本のまま記載する。  
以下が、諭告案の全文である。

〔史料一〕

【欄外】「至急」「昭和六年五月六日」「官秘第五三号」

「総第五七五号」「昭和五年十二月二十九日立案」「昭和五年十二月二十九日施行」(梅枝方) 自筆

「永年 一門 雑類 一号」「文書課 7. 2. 5 收受記帳 記録掛」

総督「石塚英蔵」花押 総務長官「人見次郎」自筆 秘書課長(沢永彦四郎)<sup>(29)</sup> 朱印

主任(鹿田憲士)「石松巍」朱印

警務局長 石井保 自筆

内務局長 了(石黒英彦)<sup>(30)</sup> 自筆

殖産局長(百済文輔) 朱印

審議事務官(竹下豊次) 朱印

文書課長(竹下豊次)<sup>(31)</sup>(伊藤徳吉) 朱印

伺案

霧社事件二対スル総督 訂「告諭」(諭告) 別案ノ通発布相成可然哉

通牒案

秘書課長

各州知事及各庁長

各局長及官房各課長

各官衙長

這般霧社事件ニ対シ別紙ノ通告諭ヲ発セラレ候条右通牒ス

訂「告」(諭吉)案

改隸以來茲ニ三十有余年 昭朝無窮ノ恩沢ト歴代当局不断ノ力行トニ由リ文教益進ミ産業大ニ興リ黎庶化ニ霑ヒ蕃疆一帯亦平穩無事ナリキ何ソ凶ラム十月二十七日霧社一部ノ兇徒戈ヲ倒ニシテ暴ヲ逞ウシ平和ノ境忽チ騷乱ノ訂「域ニ(巷ト) 化シ難ニ遭ヒ職ニ殉スル者尠カラス痛恨曷ソ堪ヘムヤ幸ニ即時急派シタル警察隊ト軍隊トハ協心戮力事ニ鎮庄ニ從ヒ克ク兇徒ヲ膺懲シ復起ツ能ハサルニ至ラシメタリ

訂「詳力ニ(翻テ) 事件ノ真相ヲ査スルニ今次ノ暴拳ニ党シタルハ唯霧社補(蕃社)ノ一部ニ止マリ爾余ノ蕃社八境ヲ接シ族ヲ同フスルモノト雖之ニ与ミセス唯少数迷蒙ノ徒削「輩」大局ノ情勢ニ通セス些々タル不不満ノ情ニ驅ラレテ輕拳盲動ヲ敢テシ血氣ノ訂「壯丁」(輩)之ニ附和雷同シテ意外ノ椿事ヲ惹起シタルニ外ナラス

世或ハ蕃族教化ノ前途ヲ疑ヒ或ハ既往ニ於ケル理蕃ノ效果ヲ云々スル者アリト雖之ヲ從來補(ノ)実績ニ鑑ムレハ忍耐事ニ当リ刻苦宜シキヲ制セハ撫化ノ目的ヲ達シ得ヘキヤ復言フヲ須タス宜シク其ノ事理ヲ画シ漸ヲ追テ蒙ヲ啓キ苟モ歸趨ヲ誤ルカ如キコト無カラ訂「シムヘキナリ」(ムコトヲ要ス)

由来理蕃ノ方針ハ一視同仁ノ 聖旨ヲ奉体シ訂「躬ヲ以テ之ヲ率ト」(之カ啓発ニ努メ真ニ)忠良ナル 陛下

ノ赤子タラシムルニ在り然レトモ 皇化ニ霑フコト日尚浅ク習俗未開ノ域ヲ脱セサル者ナル力故ニ之ニ臨マン  
 ニ八深ク彼等特異ノ性情ヲ察シ克ク其ノ民度ニ即シ削「専ラ」仁愛ヲ以テ善ニ導キ威信ヲ以テ悪ヲ矯メ躬行ヲ  
 以テ範ヲ垂ルヘキナリ

局ニ膺ル者八須ラク斯ノ精神ヲ体シテ綏撫化育宜シキヲ制シスヘク一般ノ衆庶モ亦官ト力ヲ戮セ心をニシ苟  
 モ憎惡蔑視ノ念ヲ以テ之ニ臨ムコト無ク指導誘掖之レ努訂「ムヘキナリ」(メサルヘカラズ) (メサルベカラ  
 ズ)

今や事件八將ニ終結ヲ見ムトシ搜索諸隊ノ解隊ニ際ス 本總督八茲ニ衷心ヲ披瀝シテ官民ノ協力ニ依リ冷ク皇  
 威ヲ避邇ニ及ボシ速ニ理藩有終ノ美果ヲ収メムコトヲ望ムヤ切ナリ<sup>32)</sup>

とあり、次の頁からは、発せられた諭告文<sup>33)</sup>が綴られている。この修正された箇所を見ると、一視同仁の名のもと、  
 啓発に努めていることを強調した文書に修正していることから、終始、「恩沢」、「聖恩」、「聖旨」、「赤子」といっ  
 た言葉を使った諭告文を作成しようとしていたことがわかる。飽くまでも、これまでの台湾総督府の理蕃政策は間  
 違っていないかったこと、努力したにもかかわらずこのような事件が起こってしまったという未然に防ぐことが出来  
 なかった、突発的な事件であったというのが総督府側の見解であろう。台湾統治三五年経過後のこの蜂起事件は台  
 湾総督府にとっては台湾統治史上最大の過失となったことは言うまでもない。しかし、原住民からすれば、部族が  
 殲滅させられ、遠い土地への入植を余儀なくされただけでなく、この事件の調査報告によると原住民の身体能力が  
 評価されており、そのため、皮肉にも原住民は皇軍となつて第二次世界大戦の戦場へと駆り出されていくことにな  
 る。<sup>34)</sup>

石塚総督は、昭和六年一月二日に「昭和五年十月二十七日管下台中州霧社地方ニ於テ蕃人騷擾事件勃発シ多数ノ死傷者ヲ出タスノ不祥事ヲ惹起候段洵ニ恐懼ノ至ニ不勝茲ニ謹ンテ辞表捧呈仕候ニ付本官被差免度此段奉願上候也」と霧社事件の責任を取って退官御願という形をとって辞職することになる。しかし、人見次郎総務長官と石井保警務局長には、退官の際の事務格別勉勵のための賞与<sup>35</sup>が付されていることから、飽くまでも責任は石塚総督にあり、統治者としての能力が問われた形となり、石塚は当該事件の責任をとり辞任した。この事件については、当初から霧社事件と呼ばれており、昭和五年二月二日に大蔵大臣井上準之助より内閣総理大臣臨時代理外務大臣男爵幣原喜重郎へ「一 霧社事件費 第二予備金支出ニ関スル上奏書」を送付していることから、この予備金支出のための費目においても、「霧社事件費」といった費目が設けられていた。この「霧社事件」という名称については、事件発生四日後の一〇月三十一日に台湾憲兵隊長から憲兵長官宛に「霧社方面ノ其ノ後ノ情況未詳 今回ノ事件ヲ軍ニ於テハ（霧社事件）ト名付ケ此ノ用語ヲ一定セリ 今回ノ戦斗ニ於テ台中分屯第九中隊、戦死二、負傷七アリ、階級氏名未詳<sup>36</sup>」との電報報告により「霧社事件」と名付けられ、「戦斗」と位置付けられていた。そのため、予備金としての費目が設けられ、警察のみならず軍隊の出動費用が捻出されることになる。

これだけの大きな事件でありながら、台湾総督府公文類纂には事件関係の文書が殆ど綴られていない。明らかに綴られていないということはあり得ないことから通常の文書とは別に、霧社事件関係文書として一括されていたのではないかと考えられる。しかし、一括して編綴された簿冊も残っていないと言つことは、敗戦の際に廃棄したのが、戦中、總督府庁舎が被爆した際に焼却してしまったのかといったことは判らないが、文書管理の立場からしても現状は異常である。実際に残されている文書は、管見の限り論告文しか綴られていない。確かに、事件処理に関する管轄権が台湾総督から陸軍に移管されたことが多少関係していることは言うまでもない。文官である台湾総督

が台湾軍に出勤を要請した時点で、霧社事件に対する指揮系統は陸軍に置かれたからである。

もっとも、ここで注目したいことがある。一般的には考えられない事務上の間違いが、上奏書作成の段階で起こっていたことだ。まず、一〇月二七日午前七時四三分、台湾軍司令官より陸軍大臣に宛てて次の電報が発せられている。

台参電一、今朝来台中州霧社附近蕃人反乱シ同地附近諸駐在所全滅ノ報アリ総督ヨリノ要求ニヨリ飛行機ヲ以テ偵察セシムルゴトク処置ス

左ノ各官二当夜電話ス

大臣閣下、軍務局長閣下、次官閣下、軍事課長殿、高級副官殿<sup>(39)</sup>

この電報は、事件に関する状況報告であるが、この電報文に押されている事務的な記録である陸軍省の受領印には「陸軍省 5・10・28 午前10」とある。スタンブでは見えづらいこともあるが、この文書を受け取った担当官は、「28」を「26」と見間違えてしまったのではなからうか。陸軍では、事件は一〇月二六日であると思ひ込み、陸軍大臣臨時代理陸軍中将阿部信行からの上奏書には、次のように書かれることになった(文中傍点筆者)。

十月、二十六日、台中県能高郡霧社附近ノ蛮人叛乱シ台湾軍司令官八総督ノ要求ニ基キ之ト熟認ノ上台湾守備隊司令官鎌田少将ノ指揮スル部隊ヲシテ警察部隊ト協力シテ之レカ討伐ニ任セシメ該部隊八十一月三日霧社附近ノ蛮社ヲ占領シ爾後ノ討伐ヲ準備中ニシテ目下出勤シアル兵力八大約歩兵九中隊、機関銃曲射歩兵砲各一小隊、

山砲兵一中隊、飛行機四機、通信班二班及救護班ナリ三日夕迄二判明セル戦死者八歩兵大尉荒瀬虎雄外下士二兵卒三ニシテ負傷者約十一名ナリ

霧社附近ノ地形並ニ蛮人ノ特性ニ鑑ミ討伐ノ成功ヲ迅速ナラシムル為補給等ニ関シ所要ノ区処ヲ為セリ

右謹テ上奏ス<sup>(4)</sup>

このように、一〇月二七日に発生した霧社事件の上奏書には、一〇月二六日と記されてしまいが、台湾総督府にとって重要な点は、「台湾軍司令官八総督ノ要求ニ基キ之ト熟認ノ上」とあることから、台湾総督から台湾軍司令官への出動要請により、総督が指揮権を失ったことである。さらにそれだけでなく、上奏権さえも台湾総督府の上部機関である拓務省ではなく陸軍省に委ねられる形となり、陸軍大臣から上奏されることになる。その後、霧社事件への対応は台湾軍により行われたことから、討伐に関する軍事関係文書が少ないということはあり得るだろうが、討伐には警察官から一般行政官吏までがかかわっていることから関係文書がないということは、空襲による焼失か意図的な廃棄としか考えようがない。

## 二、台湾総督府専売局の記録

台湾経営を担った台湾総督府専売局は、専売事業に関する文書のみならず、台湾において開催される博覧会や他国で行われる博覧会への参加および専売品の出展などに関わる文書、大正二二年に執り行われた裕仁皇太子の台湾行啓記録などの重要行事に関わる文書についても纏められ保存管理されていた。特に、台湾総督府が、台湾行啓記録を貴重文書として、他の台湾総督府文書とは差別化を図り別置していたことから、昭和二〇年五月三十一日の台北

空襲により台湾総督府の一部が破壊されるとともに、台湾総督府文書も一部が損壊することになる。そのため、今では、台湾総督府が編纂した行啓記録を補つ文書<sup>41)</sup>として、専売局文書は重要な役割を果たしている。記録するということについて言えば、台湾経営を担った専売局が、専売品である樟脳や煙草の工場等への奉迎に関して記録をし、編纂し永久に保存するのは当然のことである。しかし、霧社事件は、専売事業とは関係のない事件であった。しかし、専売局は「霧社事件書類」と「霧社凶蕃襲撃事件報告」<sup>42)</sup>として編纂し保存していたのである。そこで考えられることは、事件に遭遇した霧社の住民が逃げた場所が埔里であり、保護を求め避難場所となったのが専売局の埔里出張所であったからではなからうか。そのため、しばらく避難生活を送っていた霧社の住民から事件に関する聞き取りを行い、その記録を本局へ送っていたのである。この聞き取りをした内容を含めて纏めた記録が、「霧社事件書類」である。ここに綴られている文書を発件番号等により分類すると、第一表のようになる。

まず、第1文書から第2文書までを詳細に見ていく。第1文書の「霧社蕃人反抗事件ニ対スル民情」については、一枚目の文書の右上に「写」と「秘」の青スタンプが押印されており、文書は謄写版印刷である。この「写」のスタンプと謄写版印刷であることから、専売局の本局以外または他の機関等へも配付されたものであることがわかる。内容は、1「埔里街ニ於ケル状況」、2「台中市ニ於ケル状況」、3「内台人ノ主タル感想」の三つの中項目に分けられ、3については、(1)「蕃人ノ行動ニ対スルモノ」、(2)「討伐方法ニ関スルモノ」、(3)「当局ニ対スルモノ」、(4)「各人別感想ノ主ナルモノ」、(5)「事件発生ノ原因ニ対スル憶測」、(6)「左傾分子ノ策動状況」<sup>43)</sup>、「不穩貼紙及ヒ楽書ノ発見」・「民衆党ノ策動状況」、(7)「慰藉、義捐ノ状況」の七つの小項目に分けて書かれている。これらの記述は、第一節において既述した生駒の「調査復命書」である「第四、事件発生後ニ於ケル状況」の「八、事件後ニ於ケル島内ノ民情」に記されている。そこで、専売局文書に綴られた第1の3「内台人ノ主タル感想」と「調査

第一表 霧社事件書類

文書	件名	日付
1	「霧社蕃人反抗事件ニ対スル民情」 1 「埔里街ニ於ケル状況」 2 「台中市ニ於ケル状況」 3 「内台人ノ主タル感想」 (1) 「蕃人ノ行動ニ対スルモノ」 (2) 「討伐方法ニ関スルモノ」 (3) 「当局ニ対スルモノ」 (4) 「各人別感想ノ主ナルモノ」 「内地人側主ナルモノ」 「本島人側ノ主ナルモノ」 「左傾分子等ノ主ナルモノ」 (5) 「事件発生ノ原因ニ対スル憶測」 (6) 「左傾分子ノ策動状況」 「不穩貼紙及ヒ楽書ノ発見」 「民衆党ノ策動状況」 (7) 「慰藉、義捐ノ状況」	
2	「霧社蕃人騷擾事件経過(第二報)」警務局 1 「搜索隊ノ行動」 2 「警察応援隊ノ増派」 3 「警察救護隊ノ編成」 4 「蕃人郵便貯金ノ払戻状況」 5 「警務局長事件地出張」 6 「遭難者中判明セル死亡者及生存者」 (1) 死亡者 (2) 生存者	
3	専秘甲第四六五号 「建功神社ニテ兇蕃討伐隊員安全祈願祭ノ件」 庶務課長から各課長・台北工場長宛	昭和5年11月5日
4	建発第七七号 「建功神社ニテ兇蕃討伐隊員安全祈願祭ノ件」 建功神社社務所から池田専売局長宛	昭和5年11月5日
5	警高甲発第一六四六九号 「霧社蕃人騷擾事件二件フ民情ニ関スル件」 台湾総督府警務局長石井保から拓務省管理局長、内務省警保局長、警視總監、高北高等法院檢察官長、台北・台中・台南各地方法院檢察官長、台湾憲兵隊長、各州知事庁長宛 1 「内地人側」 2 「本島人側」 3 「蕃人先覚者ノ言動」 4 「在住外国人側」 5 「左傾本島人側」 6 「原因ニ対スル憶説、風評 <sup>(46)</sup> 」 (1) 「第二左傾分子ノ策動」 (2) 「第三流言蜚語」	昭和5年11月11日
6	専秘甲第四八六号 「霧社事件ノ為メ戦死シタル台南聯隊及ヒ台中大隊所属	昭和5年11月20日

	軍人ノ靈柩通過二付キ送迎ノ件 庶務課長から各課、酒、煙草工場長宛	
7	秘己第四七八号 「霧社事件ノ為メ戦死シタル台南聯隊及ヒ台中大隊所屬 軍人ノ靈柩通過二付キ送迎ノ件」 台湾總督官房秘書課長石川重男から専売局長宛	昭和5年11月20日
8	秘己第四七八号ノ一 「霧社事件ニ依ル戦死軍人遺骨ノ列車送迎時間二関スル件」 台湾總督官房秘書課長石川重男から専売局長宛	昭和5年11月20日
9	秘己第四九五号 「霧社事件ノ為出動中ノ台北部隊百名出迎ノ件」 台湾總督官房秘書課長石川重男から専売局長宛	昭和5年11月28日
10	内地第五一九号 「霧社出動軍隊交代二関スル件」 内務局長石黒英彦から専売局長宛	昭和5年11月21日
11	秘己第四八三号 「霧社事件出動軍隊帰還二付キ出迎ノ件」 台湾總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年11月21日
12	秘己第五〇三号 「霧社事件殉難殉職者追悼会ノ件」 台湾總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年11月29日
13	「霧社事件殉難殉職者追悼会ノ件」 台北市役所	昭和5年11月28日
14	秘己第五〇四号 「石塚總督霧社事件殉難殉職者追悼会臨席ノ件」 台湾總督官房秘書課長石川重男から専売局長宛	昭和5年11月29日
15	「鎌田守備隊司令官帰還二付キ歓迎方通知ノ件」 庶務課長から各課長・台北工場長宛	昭和5年12月1日
16	秘己第五〇六号 「鎌田守備隊司令官帰還二付キ歓迎方通知ノ件」 總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年12月1日
17	秘己第五二〇号 「霧社二応援中ノ警察官及司獄官練習所甲科及特科生六十名帰還二付キ出迎ノ件」 總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年12月4日
18	秘己第五二六号 「霧社二応援中ノ台北州清水部隊五五名帰還二付キ出迎ノ件」 總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年12月5日
19	「霧社事件ノ為メ出動シタ軍人及警察官ノ歓迎会打合せノ件」 總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年12月12日
20	秘己第五二六号ノ二 「霧社二応援出動中ノ壹岐・大村兩部隊帰還二付キ出迎ノ件」 總督官房秘書課長から専売局長宛	昭和5年12月12日

(「台湾總督府専売局文書『霧社事件書類』から筆者作成)

復命書」に綴られている「八、事件後ニ於ケル島内ノ民情」の「②内地人ノ主ナル感想」を比較してみると、「調査復命書」は、「今回ノ反抗ガ主トシテ内地人官民ヲ相手トシテ遂行セラレタル關係上在任内地人ノ悲憤ハ誠ニ深刻ナルモノアリ延イテ内地人ハ一般ニ（一）兇行蕃人ノ徹底的膺懲ヲ叫フト共ニ（二）日常ニ於ケル警察当局ノ取締乃至理蕃政策ニ対シ批難的言辭ヲ放ツモノ俄ニ増加シタルヤノ傾キアリ、一方本島人側ハ時日ノ経過ニ伴ヒ本件ハ本島人ニ直接ノ關係薄キコト判然スルニ及ビ一般ニ愁眉ヲ開キタルヤノ觀ナキニアラス從ツテ事件ニ対スル批判ノ如キモ比較的冷静ナルヤニ認メラル」から始まり、「（一）蕃人ノ行動ニ対スルモノ」、「（二）討伐方法ニ関スルモノ」、「（三）当局ニ対スルモノ」までは全く同じ文面である。しかし次の、「（四）其ノ後ノ民情」においては、生駒の「調査復命書」では、一般内地人側と一般本島人側および本島人左傾分子に關しては、簡単な記述でもって報告を終えている。生駒は、一月三日に台湾に到着、五日午後六時四〇分に霧社に到着し、八日までの三日間の滞在期間での現地調査を終えて、九日には台北へ戻り、総督府における調査を終えた後に帰任している。<sup>47</sup> その後の民情については記録がこの報告書には記されていない。報告書を綴らなかつた理由は不明である。しかし、専売局に綴られたこれらの報告書は、謄写版印刷の文書がそのまま綴られているため、専売局内は勿論のこと、台湾総督府関係機関において情報の共有が行われていたと考えられる。そのため、生駒の「調査復命書」を補うものとなることから、この「各人別感想ノ主ナルモノ」を見ていくことにする。人々の感想については、内地人側、本島人側、左傾分子等に分類されている。

「内地人側主ナルモノ」

1. 台北市協議会員 近藤満夫

近來蕃界力平穩ナリトテ埔里ノ軍隊ヲ撤退シ最近新竹ノ「バロン」花蓮港ノ海鼠山ノ軍隊ヲ撤退シタル後ニ於テ斯ル重大事件ノ突発ハ頗ル皮肉ナリ埔里街ヨリ能高越ヘニテ花蓮港ニ出ツル線ハ理蕃上最モ重要ナル線ナルカ其首腦者タル郡守ヲ警察畑ヨリ取ラス漫然教育畑ヨリ使用セルハ台中州当局ガ如何ニ蕃地警戒ヲ警視セルカヲ物語テ居ル

2. 台北州協議会員 石坂莊作

斯ル大反抗ヲ未然ニ察知シ得ザリシコトハ泰平ノ御代ニ馴レ民情視察上重大ナル欠陥ナリ  
本島統治上由々敷大問題ナルト共ニ一面此際一部左傾本島人分子力此機ニ乗スルコトナキヤヲ深く杞憂スルモノナリ

3. 台南在住弁護士 和田二三松

北埔事件ニテスラ死者八四十名内外ト記憶ス今回ノ被害者八百数十名ニ上ルトキ、テハ恐ク領台後最大ノ惨事ナリ 多数ノ蕃社力結束スル迄ニハ相当ノ日子ヲ要シタランニ之ヲ発見シ得ザリシハ最大ノ恨事ナリ

4. 高雄市在住 井原三太郎

我々ハ今度ノ問題ヲ決シテ単ニ蕃人ノ問題トノミ見ルコトハ出来ナイ左傾思想ヲ有スル本島人ハ事毎ニ日本ノ政治ヲ呪ツテ居ル今日ナレハ如何ナル機会ヲ捉ヘテ所謂土匪的行動ニ出ツルコトヲ希望シテ居ル今日一層ノ警戒ヲ要スル

5. 台北市在住内地人某

大不祥事ヲ事前ニ探知シ得ザルハ全ク当局ノ不始末テアル 当局ハ余リニ生蕃ヲ見縊リ過キテハ居ナイカ少ク  
トモ蕃人ノ帯刀ヲ禁シテ後解放スヘキテアル殊ニ今回ノ事件ハ統治ニ不満ヲ持ツモノトセバ余程考慮スヘキデ  
アル

6. 台北州宜蘭街在住内地人某

当局ハ緊縮ヲ標榜シ理蕃費用ニ一大削減ヲ加ヘ之カタメニ職員ノ淘汰行ハレ蕃情ニ通セル古参者ヲ誡首シ殊ニ  
上ニ蕃地取締ニ經驗ナキ郡守ヲ配置スル力如キ無謀モ甚タシト言ハサルヘカラススル状態ニテハ實際ノ蕃情ヲ  
察知シ得サルコト勿論ニシテ惹テ今回如キノ不詳事ヲ惹起セルモノト思料ス

「本島人側ノ主ナルモノ」

7. 府評議会員 郭廷俊

蕃害力内地人ノミトノコトハ蕃人力平素本島人ニ反感ヲ抱キ内地人ヲ崇拜スル心理ニ徴シ頗ル疑問ニ堪ヘス  
徹底的ニ其原因ヲ調査スルト共ニ反抗蕃ニ対シテ八十分之ヲ糾弾シ将来他蕃社ノ教訓トナスヲ要ス  
因ニ本事件ニ付警務局力直ニ新聞記事ノ解禁ヲ為シタルハ適切ナル措置ニシテ明ルイ台湾ノ政治ヲ内外ニ知シ  
ムルモノナリ

8. 台北州新店庄長 黄皆得

誡首ヲ武勇ト心得ル蕃人ニ対シ撫育方法ノミヲ以テ操縦セントスルコトハ当ヲ得タルモノニアラサルヘク将来  
ト雖モ油断スヘキニアラス今回ノ事件ニ鑑ミ兇蕃ニ対シテハ徹底的措置ノ要アルベシ

9. 台北州協議会員 蔡彬准

暴動ニ本島人力關係シテ居サル由ニテ安心シタ本島人ハ北埔事件タバニ事件等ニテ油断ノ出来又面人腹背ノ

民ナリト思ハレ残念トシ居タカ今回ノ暴動ニ關係ナキハ不幸中ノ幸デア

10. 台北州汐止街協議會員 蘇清淇

反抗計画力余リニモ巧妙ナルハ或ハ附近本島人左傾分子カ介在シ居ラサルヤノ疑アリ

日月潭工事再興ノ矢先キ本事件ノ發生ハ蕃地ト密接ナル關係アル方面故不安ノ念ヲ免カレサルモノト思ハル

11. 新竹印刷合名会社 陳天送

元來日本ノ遣り方ハ余リニ正直ニシテ遠慮勝ナルハ却テ不結果ヲ招ク殊ニ蕃類ニ等シキ生蕃ニ対シテハ慰撫ヲ以テ臨ム力如キハ全く無用デア

清朝劉銘伝ノ実行セル理蕃政策ノ如キハ徹頭徹尾弾圧政策ヲ以テ臨ンテ成績ヲ挙げタ当局モ之ヲ学ブベキデア

12. 府評議會員 林獻堂

角板山阿里山ト共ニ当局ノ理蕃成功ヲ誇ル霧社ニ於テ白昼大慘劇ノ行ハレタルハ前代未聞ニシテ其原因ハ未タ知ルニ由ナキモ余リ圧迫ニ過キタルタメ反抗心ヲ激發セシモノナラン運動會ニ集會セルモノ全部ヲ斬殺セルカ如キハ単ナル首取りニアラス之ヲ未然ニ察知シ得サリシハ大ナル警察ノ責任ナリ

13. 台中在住台南新報記者 蔡世川

当局ハ蕃人ヲ遇スルコト本島人ヨリモ篤ク其日本化ニ努メタカ蕃人ハ決シテ之ヲ喜ハス以前ノ自然生活ニ憧レテ居ル元來蕃人ハ本島人ヲ仇敵視シテ居タカ霧社ノ如キ常ニ内台人ト交渉アル地方テハ本島人ヨリ利害關係ヲ説カレ本島人ヲ敵視スルコトハ減少シテ居ル支那ニ於ケル苗族ハ如何ニ優遇サル、トモ漢民族トハ融合シナイ世界各地ノ原始氏族ハ断シテ現代ノ文化トハ融合シナイ当局ハ此際方針ヲ一転シテ蕃族ノ絶滅ヲ期スベキデア

ナイカ

左傾分子等ノ主ナルモノ

14 民衆党幹部 羅万俔

計画的騷擾ヲ惹起スル以上蕃刀モ磨カネバナラス打合セモ行ハレタ筈、然ルニ郡守始メ多数ノ警察官力何事ヲモ予知セズ其ノ虚ヲ衝カレタコト八大ナル放縱不紀律（不）デアル

15 民衆党幹部 許胡

今回ノ騷擾ニ思想団体ガ關係シ居ル如ク見ルノハ謬見デアル埔里ニハ思想団体モ労働団体モナク從テ如斯背景ハナキモノト思フ実地調査ノ必要モナケレバ出張モセヌ云々

16 民衆党員 蔣謂川

第二噓吧年事件ナリ本島人ニシテ殺害サレタルモノアリトセバ警察ノ走狗トナリ働キタル故ナルベシ云々

17 稻垣藤兵衛

霧社蕃今回ノ兇行ハ一言ニテ竭セバ是レ神ノ戒メナリ生蕃モ何時迄欺シオク訊ニハ行カス彼等モ年月ト共ニ進ミ色々ナ事情力判リ来ル故モウ永ク欺シカ利カ又人或ハ蕃通ノ居ナクナリシ為メ斯様ナ事件力起キタトモ言フ力之ハ蕃通力居ツテモ起ル要ハ人心ノ偷安姑息ニ流ル、結果テアル当局ノ反省ヲ促ス

18 文化協会員 藍南山

遭難者ニ対シテハ氣ノ毒テアルカ社会ノ水平線下ニ在リ無学ノ蕃人力堅ク團結シテ秘密ヲ守リ事ニ当リシハ感服ノ外ナシ彼等カ計画的ニ事ヲ為スニ平地ニ比シ良キ機會アリトスルモ学力知識ノ程度低キニ拘ラス實際ノ行動平地ノ社会運動家ノ比ニアラス

19. 新竹在住文化協会員 陳金城

花岡巡查ノ行動ニ疑ヒノ目ヲ向クルモノアリト雖常識アル彼ニ斯ル行動アリトハ思ハレス被害者ノ総テカ内地人ニテ本島人ニ何等ノ危害ヲ加ヘサルヲ見レハ本島人中ニ何人カ煽動者アルニアラサルカ今度ノ事件ニテ民衆党、自治聯盟等ノ主張スル自治促進運動ニ対シ中央政府ノ態度ハ時機尚早ニ傾キ運動頓挫ヲ来スヘシ

20. 台中在住民衆黨員 陳玉

彼等力運動会ノ期日ヲ知り得タルハ恐ク数日前ノコトナルヘシサレハ此ノ短日内ニ相当広範圍ノ連絡統制ヲ為スコトハ容易ノコトニアラス少ク共年中最も好時機ハ当日ナリトシテ時機ノ到来ヲ待チ準備シ居タルモノナルヘシ之ヲ察知シ得サリシハ誠ニ遺憾ニ堪ヘス

21. 台中文化協会員 吳蘅秋

警手ノ非点ヲ拳クルニアラサルモ元来下級官庁ハ自己ノ功績ヲ衒ハンカタメニ上級官庁ニ不実ノ報告ヲ為シ督府力之ニ依テ統治方針ヲ定ムルトセハ当然台湾ノ平和表面ヲ飾リ内容ハ空虚トナルコハ今回ノ蕃害ニ徴シテ瞭カデアル単ニ蕃人ノミナラス我々本島人ニモ如斯事態ノ発生ナシトセス

と、当時台湾社会において文化的に、或いは政治的に活動していた人物の言葉を掲載している。例えば、台湾図書館の父と呼ばれ私立の図書館を創設した石坂莊作や、台湾議会の父と称された台湾で民族運動を指導した霧峰林家一族の林獻堂や、二二八事件の犠牲者でもある台北市会議員の蔣謂川、台湾にて私塾「稻江義塾」を創設し先駆的社會事業を展開した稻垣藤兵衛などの人物である。このことは、台湾各地において支所や専売品を取り扱う店舗を持つ専売局としては、当時の台湾社会を理解し、今後の教訓とするために、あらゆる立場の人物の言葉や動向を

把握しておく必要がある、そのために霧社事件書類として報告書を含めた文書を纏めて保存してきたのではなく。推測にすぎないが、行政機関である本府よりも記録はすべて残すという必要性を感じていたのではなかろうか。

(5)の「事件発生ノ原因ニ対スル憶測」については、「調査復命書」の「第三、事件ノ原因ニ関スル考察」に記されている。(6)「左傾分子ノ策動状況」は、「霧社事件誌」の「第一編 第七章 第一節 第二款 一部左傾人物の態度」にあるが、「左傾人物の態度」に記された楽書に関する部分を比較すると、「霧社事件誌」では訳文のみが記載されているが、「霧社事件書類」には、原文の中文もここには記されている。

さらに、「霧社事件書類」には、第5文書の台湾総督府警務局長石井保からの報告「霧社蕃人訴状事件二件フ民情ニ関スル件」<sup>48</sup>（第二報）のなかに、「第一、各種人物ノ感想」が記載されている。それらの人物とは次の通りである。1の内地人側では、台湾日日新報社長の河村徹、台北鉄道株式会社永井徳照、台北の弁護士数名、元蕃務警視賀来倉太、台北州宜蘭街有力者行木由太郎、2の本島人側では、台南市本島人有力者、台北市医師謝唐山、台北市一本島人有力者、新竹州協議会潘成鑑、台中州豊原郡后里医師、台中州大屯郡霧峰庄林茂己、台中州霧峰庄助役江連鼎、台中州豊原郡内埔庄壮丁団長、台南州新化郡安定庄長王聯貴、新竹州大溪郡本島人有識者、3の蕃人先覚者の言動では、蕃人公医の新竹州大溪郡蕃地角板山駐在の公医日野三郎、嘉義農林学校在学中の霧社蕃人、4の在住外国人側では、淡水街在住英国人宣教師兼市立淡水中学校教員ゼームス・イロデクソン、同アレキサンダー・マクミルラン、淡水英国代理領事オーベンス、5の左傾本島人側では、民衆黨員陳金波、台北市内民衆黨員多数、民衆黨員苗栗支部詹安、民衆党系医師周盤石、文化協会幹部廖進平、台中市内民衆党幹部、台北市民衆黨員丁碩渝である。

さて、これらの言葉のなかで特筆すべきものとして四つ取り上げることとする。第一は、賀来元警視が、「蕃地ノ事情ニ精通セル者ノ目ヨリ見レバ文明ノ利器ハ蕃地ニハ何等ノ効果ナシ、殊ニ從來ノ例ニ依レバ軍隊ハ兎角警察隊トノ連絡面白カラズ此ノ關係ハ中々六ヶ敷<sup>マ</sup>キ問題ナリ軍隊ハ此ノ機会ニ於テ新式兵器ノ實際的試験ヲ為サントスルカ主タル目的ナルベシ」と、このなかで、軍隊の目的は鎮圧よりも新式兵器の実験であると元警視は述べている。第二は、「嘉義農林学校在学中ノ霧社蕃人ノ動靜」で、そこには、次のように記されている。

台中州能高郡カムシヤウ社蕃人下山宏（大正五年三月生）ハ曾テ霧社ニ勤務シ居タル下山警部力蕃婦ヲ娶リ其ノ間ニ生レタルモノニシテ下山警部ハ五名ノ子女ト妻ヲ残シテ内地ニ引揚ケ現ニ本人ハ嘉義農林学校一年生ニ在学中ナリ兄ハ台中師範学校ニ在学シ、実妹ニ名ハ霧社分室囑託勤務ノ実母ピツコタウント共ニ霧社ニ在リ今回ノ事件ニテ其ノ安否ヲ氣遣ヒ極度ニ悲觀シ居レルガ台中師範ノ実兄亦其ノ安否ヲ憂慮シ二十九日弟宏ニ書面ヲ寄セ自分等ハ蕃人ニアラス日本男児ナレバ例令母及妹二人ガ死ストモ憂フルコトナク専心学業ニ励ムヘシト慰藉シ来リ幾分安心シタル模様ナリト

これは、父親が日本人である下山家のことであるが、台中師範学校にて在学中の兄が弟に対して、自分等は蕃人ではなく日本男児であるので、例えば母や妹が事件にて死んでしまったとしても憂うことなく学業に励むようにと、日本男児としての心得を弟へ送っていた。<sup>49</sup> 第三は、台中市内民衆黨員幹部一致の言葉として、

今回ノ霧社蕃反抗ハ民族問題ト労使問題ニ出発シテ当局ノ庄迫ニ誘起サレタルモノナレハ内地人力殺サレタレ

バトテ致方ナカラシ

当局ハ已ニ霧社及失ハレタル附近ヲ回復シ蕃人ヲ驅逐シ第一次計画ヲ遂行シタル以上追究スルノ必要ナク今後八教化ノ方法ヲ講スヘキナリ、生駒拓務省監理局長力調査ニ来レルモ同局長ハ台湾出身ノ官吏ニシテ而モ台中州知事ノ前身ナリ斯ル人物ニ依リ公平ナル調査ヲ期待スルコトハ到底不可能ナリ拓務省ガ誠意ヲ以テ実情ヲ調査セントナラバ本島ニ全然白紙ノ人物ヲ派遣スベキナリ

と、拓務省内の官吏が調査したところで公平な調査などできるはずがないと述べている。また台湾服を纏った内地人が助かり、日本の着物を着用していた台湾人は犠牲となったことから「内地人ハ台湾服ノ難有味ヲ今度コソ体験シタラン」と皮肉混じりな言葉を発していたのである。第四は、台北市民衆党丁黨員が、「我々同志ニ於テ八今回ノ事件ガ民族意識ノ覚醒ニ依リ計画的ニ行ハレタルトシテ「高砂族ノ革命」ト名ツケタリ」と西来庵事件と同様に「革命」という言葉を使用している。このほかにも沢山のさまざまな意見が寄せられていた。

次いで、6「原因ニ対スル憶説、風評」では、台南州下内地人、基隆郡下内地人鉄道部員、台中州下本島人、台北市内一部内地ノ新聞記者、民衆党幹部台湾新民報記者謝春木、台北市日刊工業支局長前田徳三、製腦会社片岡會計課長、高雄市労働要視察人黄賜からの記述がある。ここには、「第二左傾分子ノ策動」のなかで、支那留学生との霧社事件通信において、

新十月二十七日午前七時ヨリ霧社小学校々庭ニテ大運動会ノ開催アリ、然ルニ発会式ト全時ニ蕃人数百名前夜警察ヨリ鉄砲ヲ盗ミ他ノ者八蕃刀ニテ会場及附近一帯ノ日本人ヲ殺害シ後一切ノ財宝ヲ奪ヒ去ル、死者日本人

百四、五十名台湾人八一名ノミ（日本服ヲ着用シ居リタルニ因ル）其ノ他負傷者多数、能高郡守モ蕃刀ノ鋭刃ニ四ツニナリテ斃ル、此ノ度ノ変乱ニ依リテ生スル政府ノ損失及根本的同様多大ナリ（中略）当日夕方飛行機ヲ派シテ偵察セシメ其ノ翌日軍隊ヲ派シ更ニ全島警察官ヲ操リ出シ一部三名ヲ残スノミ、現在大激戦中、此ノ変乱テ民心大ニ動揺ス、全島他ノ暴動ヲ恐レタカ全島ニ亘リ飛行機休ミナク毎日飛ブ今回ノ変乱八一師範学校卒業生蕃人ヨリ指導セラレタルニ由ル、此ノ旨他ノ郷友ニ通知セヨ

と、一〇月三一日に、芳香生なる者が台中郵便局から上海南洋医科大学内と広東省広州市工業専科学校内および廈門集美学校内の留学生へとこの通信が送られていたことが記されていた。さらに、上海共産党及上海台湾留学生青年団の策動として、中国共産党機関誌赤旗日報記事社論の訳文と中国労働者階級及労働平民諸君への「一致シテ台湾革命及台湾ノ漢人労働者ヲ援助シ革命的蕃人ト聯合シテ奮闘セヨ」との言葉や、「台湾霧社民衆ノ反帝国主義闘争 婦女八自殺シテ父兄ノ出陣ヲ送ル」との民衆党の策動などが記録されていた。このような事態を新聞各社はどのように報じていたのだろうか。この点については、台湾日日新報や台湾新聞および台南新報が毎日のようにこの衝撃的な霧社事件を連載しているため、ここでは、専売局文書に綴られている新聞記者の言葉を見ていくことにする。

台北市内一部内地人の新聞記者は、「今回ノ大蕃害八其ノ源ヲ大正九年ノ制度改正ニ胚胎シ居レリ、爾来督府ノ政策八余リニ平地ノ行政ニ重キヲ置キ理想政治ニノミ走リテ理蕃政策ヲ閑却シタル結果今回ノ如キ大不祥事ヲ惹起シタリ、近因トシテ八霧社分室主任佐塚警部ノ感情的蕃人操縦力禍ヒシタルモノナリ」と、民衆党幹部台湾新民報記者謝春木は、「樟脳製造ニ従事スル蕃人ノ日給八製脳会社ニ於テ一定シ居ルモ其ノ賃金八会社ヨリ直接蕃人ニ支

払ハス警察官ノ手ヲ経テ渡スモノナルカ会社ハ一日六七十銭ノ割ニ支払フニ拘ラス蕃人ニ渡サル、金八十五銭乃至二十銭ニ過キスシテ他ハ警察官力中間搾取ヲ為スモノナリ之力為メ反感ヲ購ヒ今回ノ事件ヲ惹起シタルモノナリト」と、台北市日刊工業支局長前田徳三は、「佐塚警部ノ妻女力蕃人ナル關係上蕃婦ノ多クハ内地人男子ニ接近スル為メ蕃丁ニ面白カラサル空気ヲ醸成シ遂ニ今回ノ因ヲ為シタリ」と、製腦会社片岡會計課長は、或る友人の言葉として「花岡一郎ハ蕃童公学校教務主任トイフ職名ハ与ヘラレ居ルモ何等ノ実ナシ而モ待遇ハ乙種巡查ニ過ストテ昨年会談ノ際不平ヲ洩ラシ居レリ」と、高雄市労働要視察人黄賜は、「蕃人ノ行動ヲ制限シタル為メ不平等ノ勃発シタルモノナリ」と述べていることから、実際の言葉、それぞれの立場における本音をそのままに記載していることがわかる。

このように、第1の「霧社蕃人反抗事件ニ対スル民情」、第2の「霧社蕃人騒擾事件経過（第二報）」、第5の「霧社蕃人騒擾事件二伴フ民情ニ関スル件」は、「調査復命書」、「霧社事件誌」、「霧社事件ニ関スル概況説明書」、「霧社事件に就て」において、詳細に触れていない内地人側・本島人側・在台外国人・左傾分子や民衆党らのさまざまな台湾住民による民情や意見が素直な言葉でもって述べられており、また話者によるその人の言葉でもって記されていた。そのため、この専売局文書に綴られた「霧社事件書類」は、貴重な聞き取り記録であるともいえよう。しかし専売局にとっては、ただ貴重な記録というだけでなく、専売局がそれぞれの立場の意見を纏めて「霧社事件書類」に記していたのは、専売局の報告書として残す必要のあつた記録という見方も出来よう。それは、台湾の平地のみならず山地においても各地に営業所や出張所を持つ専売局として、この記録が経営上において必要なものと見ていたのではなからうか。なぜなら、各地の工場や専売品の購買所などの現場は住民と直接関わりを持つ場所である。それらの現場での民情や動向というものが、経営に影響を及ぼしかねないということを知っているがために、

今後の対策として残す必要があつたからなのではなからうか。

台湾新民報の謝記者が述べていたように、樟脳を製造する専売局にとって、蕃人への日給が警察官の懐に入り、労働提供者である蕃人たちには約四分の一しか支払われていなかったなど知る由もなかったであろう。

次に、第3文書と第4文書、第6文書から第20文書までの専売局が発信および受信した専売局文書を見ていく。第3文書と第4文書は、昭和五年一月五日に、建功神社社務所から専売局長へ、専売局庶務課長から各課長と台北工場長に発信された建功神社における兇蕃討伐隊員の安全祈願祭の案内である。第6文書は、一月二〇日に専売局庶務課長から五課、六支局、一一出張所、四工場（台北煙草工場・台北酒工場・樹林酒工場・斗六酒工場）の二六ヶ所へ霧社事件により戦死した台南聯隊と台中大隊所属軍人の靈柩通過の知らせであり、新竹駅通過が午後三時二〇分、基隆駅着が午後六時四分であることを伝え、その筋よりの通牒であるため、各局員が多数送迎出来るよう周知徹底を命じている。その筋の文書が第7の総督官房秘書課長石川重男より専売局長宛の通牒である。ここにはさらに詳細な時間が書かれていた。

霧社事件ノ為戦死シタル台南聯隊及台中大隊所属軍人ノ靈柩十九柩八十一月二十三日台南駅発午前九時七分台北中駅発午前零時四十分ノ急行列車ニテ還送セラルルニ付テハ各駅（一時停車駅及通過駅共）及基隆駅ニ於テハ駅所在地ノ官公吏各学校生徒児童各種団員（赤十字社、愛国婦人会、篤志看護婦人会、消防組、青年団等）及其他ノ民間有力者ハ差シ支無キ限り成ヘク多数送迎相成様致度

右依命通牒候也

と、駅名と発車時刻とが各駅毎に示されていた。第8文書は、戦死軍人遺骨列車の時刻変更について、第9文書は、一月二八日付の総督官房秘書課長石川重男より専売局長への、「霧社事件ノ為出動中ノ台北部隊百名本日午後八時四十一分台北駅着」に付き、なるべく出迎るよつにとの通知文である。これは、第11文書の追加となる文書である。さらに一月二二日には、内務局長石黒英彦が、霧社出動軍隊交代に付き、台北駅から台北歩兵第一聯隊将卒一七〇名が一月二二日午後六時三〇分に出発することを専売局長に宛て通知している。第12文書は、一月二九日に、三〇日午後一時より台中市における霧社事件殉難殉職者の追悼会開催について、総督官房秘書課長から専売局長へ高等官および判任官の總代各一名を参列させるよう照会したもので、第13文書は、台北市役所からの関係者への、一月三〇日午後一時より台北公園にて殉難殉職者の追吊会遙吊式挙行の案内文である。第15文書は、鎌田守備隊司令官の帰還を台北駅において多数歓迎するよつにというその向きより通知があった旨を伝えた上で、周知するよつにとの庶務課長から各課長・台北工場長への通牒である。その向きよりのその向きとは、総督官房秘書課長であり、第16文書には、鎌田守備隊の台北駅到着時の歓迎方が示されていた。その方法とは、

1. 台北在住ノ官公吏其他民間有志者八成ルヘク多数台北駅構内ニ出迎スルコト民間ニ対シテ八台北市役所ヨリ可然手配スルコト

守備隊司令官ハプラツトホームニ於テ挨拶ヲ交換セラルル筈

2. 各種団休員八駅前広場ニ於テ出迎ヲ為スコト

但各種婦人団体八若シ差シ支ヘナキ限り構内プラツトホームニ入場セシメルコト

駅前広場出迎者ノ整理八台北州及台北市ニ於テ可然整理ヲ為スコト

各種団体員へ八台北市ニ於テ可然通知スルコト

3. 駅前広場ニ於テ音楽隊ヲシテ歓迎音楽ヲ奏樂セシムルコト

右八台北市役所ニ於テ手配スルコト

4. 各学校生徒八成ルヘク出迎ヲ為サシメ堵列軍隊ニ引キ続キ堵列セシムルコト

右八台北州及び台北市協議ノ上其ノ出迎学校及生徒員數ヲ決定シ軍部ト打合セヲ為スコト

5. 台北駅ヨリ軍司令部ヘノ道筋八左記ノ通り

博物館前ヲ右へ本町台北ホテル前ヲ左へ三線道路ヲ右へ軍司令部

6. 鎌田守備隊司令官午後三時十五分頃總督官邸ニ總督ヲ訪問セラルル筈ニ付キ同刻迄府内各局長、交通局總

長、専売局長、審議事務官、台北州知事、台北市尹、高等法院長、全檢察官長、大学總長、服部參謀、鈴

木海軍武官八總督官邸ニ參集スルコト

7. 十二月二日守備隊司令官台北駅着ノ際八煙火三発ヲ打揚ケ歡迎ノ意ヲ表シ台北市内各官衙及各戸ニ八国旗

ヲ掲揚セシムルコト

右八台北市ニ於テ手配ヲ為スコト

というように、予め決定された方法にて鎌田守備隊帰還の出迎えを行うことになった。その予め定められた事項とは、台北在住の官公吏や民間有志者が多数出迎えること、各種団体は駅前広場にて出迎えるが、婦人団体は差し支えない限りプラットフォームまで入場すること、音楽隊の奏樂、歓迎の煙火打揚げ、台北駅から軍司令部までの道筋、總督官邸への集合時間などの通知とともに、手配が必要なものについては台北市役所が行い、出迎の学校と生

徒の員数については、台北州と台北市の協議の上で軍部と打合せることが告げられた。この総督官房秘書課長よりの通牒は、出迎えの前日一二月一日であったことから、取り急ぎ決められたものであったといえよう。

第17文書は、霧社にて応援出動中の警察官及司獄官練習所甲科及特科生六〇名の帰還について、第18文書は、霧社に出動中の台北州清水部隊五五名の帰還について、第20文書は、応援出動中の吉岐・大村両部隊の帰還について、それぞれ多数で出迎えるようにと通知している。第19文書は、軍人と警察官の歓迎会開催打合せの為の総務長官公室への参集通知である。

以上が「霧社事件書類」に綴られた文書であり、専売局が霧社事件に関する文書だけを編纂したものである。このほかに、霧社事件関連の文書としては、昭和八年に編纂された『昭和五年台湾総督府専売局公文類纂永年保存別冊』の第一門「庶務」、第九類「統計報告」の第九文書として綴られた専売局埔里出張所長田村健一から専売局長池田蔵六への報告書「霧社凶蕃襲撃事件報告」<sup>50</sup>がある。なぜ、専売局は霧社事件に関する文書を纏めた「霧社事件書類」にこの報告書を綴じなかったのだろうか。この問いを解明するために、第九文書に綴られた文書を見ていくことにする。専売局埔里出張所の田村所長は、霧社兇蕃襲撃事件に関して、「二十七日突発当時ヨリ時々電話即報致置候処概況別紙ノ通り及重テ報告候也」と、二十七日に事件が発生してからは、電話により即報していたが、重ねて概況を報告するとして、三二日に池田専売局長へこの報告書を送っている。専売局内では、酒課長・煙草課長・塩脳課長・製造課長・庶務課長への閲覧に供して、一月一八日に供閲が完了している。その内容は、「霧社兇蕃襲撃事件概況報告書」と題して次のように報告されていた。

一、十月二十七日午前十一時頃電話通知ニ依リ蕃人蜂起シ霧社ヲ襲撃シ警察課分室其他殲滅ノ第一報ヲ得テ所

長八直子二郡役所ニ集合シタルニ郡幹部トシテハ警察課長ノミナルヲ以テ主タル官民ニ依リ臨機ノ処置トシテ埔里町ヲ四区ニ分チ一戸当一名宛出役自警団ヲ組織シ其ノ一隊八大浦ノ要路ニ鉄条網ヲ施設シ其ノ后方ニ警官隊、在郷軍人隊計約六十名防備ノ元ニ午後五時ヨリ埔里街警戒ノ任ニ就キ当出張所ハ隣接セル台湾製糖会社埔里製糖所ト共ニ避難民收容所トシテ準備ニ着手シ第一宿直及小使室、第二職工食堂、第三材料倉庫ト順次收容ノ設備ヲ施シ一方全所員（職員所長以下八名守衛二名職工十四名計二十四名）ヲ以テ警備隊ヲ組織シ製糖会社ノ警備隊ト隨時聯絡ヲ取りツ、庁舎、工場、宿舍内外ヲ間断ナク巡邏警戒ニ務メタルモ何等異状ナク收容シタル避難民五十三名八何レモ午前六時三十分迄ニ全部退所シタリ

一、十月二十八日八公休日ニシテ作業ナキモ所員全部ハ引続キ警戒ノ任ニ当リタリ同日午後二至リ流言蜚語遂ニ行ハレ殊ニ本島人ノ一部ニ於テ言語動作不謹慎ナル者アリタル等ノ巷説伝リ夜間ニ入ルト我警察隊ノ戦況不利ノ噂伝ハリ遂ニ小学校寄宿生職員以下三十名ノ避難民ヲ收容スルニ至リ徹宵嚴重ナル警戒ニ務メタルガ幸ニシテ何等異状ナク経過セリ

一、十月二十九日午前七時ヨリ職工ハ通常作業ニ就カシテ職員ハ急ヲ要スル事務ハ之ヲ処理シ他ハ外部ト連絡並ニ警戒ニ当リ夜間モ尚引続キ全員ヲ以テ警戒ノ任ニ当リタルガ何等ノ異状ナキヲ得タリ

一、十月三十日午前九時勅語奉読式挙行シ全員ニ対シ輕拳訂「亡」(盲)道ヲ戒メ一層自重シ事務並ニ作業ニ服スル様注意ヲ与ヘ全ク通訂「状」(常)ニ復スルヲ得職工ニ同何等ノ動遥ナク極メテ平穩裡ニ作業ニ従事シツゝアリ

このように、事件当日の一〇月二七日から三〇日までの埔里出張所内で行われた事件当日の緊急事態における迅

速な対応などその様子を書き留めていた。そこからは、

一〇月二七日午前一一時に電話通知による第一報が入る。

所長は郡役所に集合、主たる官民による臨機の処置として、埔里町を四区に分け一戸当一名を家より出役させ自警団を組織する。

要路に鉄条網を施設、その後方には警官隊、在郷軍人隊計約六〇名による防備、午後五時より埔里街警戒の任に就く。

埔里出張所は埔里製糖所とともに避難民收容所として、第一宿直と小使室、第二職工食堂、第三材料倉庫を收容設備として準備する。

全所員の職員所長以下八名、守衛二名、職工一四名の計二四名で警備隊を組織し、巡邏警戒に務める。異状のないことから避難民は翌日二八日午前六時三〇分までに全員退所する。

二八日は出張所の公休日にて作業なく引き続き所員全員で警戒の任に当たる。

午後より流言蜚語、言語動作に不謹慎な者あり、夜間には警察隊の戦況不利の噂により小学校寄宿生職員以下三〇名の避難民を收容するが異状なく経過する。

二九日午前七時より職工は通常作業に就き、職員は急を要する事務を処理し、外部と連絡および警戒に当り、夜間も引続き全員にて警戒に当たるが異状なく経過する。

三〇日午前九時に勅語奉読式を挙行し、全員に対して輕率妄動を戒め一層自重し事務並に作業に服する様注意を与え通常に復する。職工一同何等の動揺なく極めて平穩裡に作業に従事する。

と、事件当日の午後には緊急時の態勢を作り上げ、埔里出張所内において避難民の收容から警備に至るまで準備周

到に行つており、二日後には通常作業に戻つていた。埔里出張所内での警備組織と警備方法については、所長を隊長とし、副隊長には小林技手、第一班は筒書記と職工三名、第二班は本庄谷傭と職工三名、第三班は石原雇と職工三名、第四班は浜中傭と職工三名、第五班は蘇雇と職工三名とし、武器は、猟銃三挺・日本刀三挺・薙刀三挺・鳥口五挺・竹槍二〇本を用い、全班ともに庁舎前庭に集合し、一時間交代にて工場と官舎の内外を間断なく警戒し見回りを行つていた。

さらに、専売局は出勤する部隊への専売品である酒煙草の配給を行うための段取りを州当局と打合せをし、二八日午後には大体の見込みを得たことで、取り敢えず電話にて台中支局に対して白鹿四〇箱を回送依頼し、酒課に対しては白鶴六〇箱と白鹿九〇箱の配給命令を電話にて請求している。三〇日朝には白鹿四〇箱、三十一日には白鶴七〇箱が到着し、在庫数三〇箱とで計一四〇箱を以て売渡数三日間にて一〇〇箱として残り四〇箱は高雄より回送中の白鹿五〇箱が一両日中に到着の予定に付き配給上品切等の虞はないものと判断している。一方の煙草の配給は、一日敷島一梱の見込みを以て煙草課に電話通知をし、在庫数敷島三八梱を有するため当分は在庫数にて充分と見込んでゐる。しかし、二八日までに埔里街に到着する軍隊警備隊の人員が二二〇名、背面より進行中の部隊が五〇〇名と計一七〇〇名であることから、さらに次のように計算している。一日当たり二人に付き四合瓶一本を配給予定とし、予定通りに輸送配給するものとして、一日の消費量は約一八箱にして約一ヶ月の予定とすれば当該事件に関する消費量は約五四〇箱となるが、討伐の状況により随時請求するものと見込んでゐる。

このように、専売局では、埔里出張所に避難を求めてきた霧社の住民を受け入れるだけでなく、出張所のみならず埔里の町を武器を持つて警備に当たつていた。専売局員は、これらの準備を半日で行い、守備態勢を整えて出張所の局員全員で職務以外の任を務めていたことがこれらの専売局文書から明らかとなつた。さらに、それだけでな

く、専売局の業務として、霧社に駐屯する台湾軍の軍人に対しての酒および煙草の配給を切らさないように計算した上で、在庫を確認し、不足分は台中支局または高雄へと依頼し、早急に輸送の手続を行っている点については、専売品を取り扱う業者であるという側面を見ることができ、用意周到に警備から販売までのことを数時間でやり遂げているのは、軍隊（国）への配給というだけでなく、専売品製造および取扱業者としての企業体組織であるという一面が大きかったのではなからうか。この点については、この報告書の最後に綴られている「兇蕃蜂起ノ原因」においても見ることができ、ここには、事件の原因について、

未ダ本報ニ接スルニ至ラズト雖モ各方面ノ情報ヲ総合スルニ製腦事業ニ八何等關係ナキ事ハ確實ナリ

製腦地一帯八穩ニシテ霧社ニ勤務セル製腦会社員福訂「本集」（永鎮）夫妻並ニ子供一名、訂「大久保」（文樂田某）ノ子女二名計五名判明セザルノミニテ其他八腦丁ニ至ル迄全部埔里ニ無事下山セリ

霧社煙草小売人二名（内本島人）食塩小売人一名（酒八警察協会扱トシテ警察酒保ニ於テ配給ス）配置アリタルガ内地人店舗ハ全部掠奪セラレタルモ本島人店舗ハ何等ノ異状ナキモノ如シ其他ノ蕃害ノ程度及戦況等ニ就テ八軍隊到着後ニ於テ八目下新聞ニ依リ僅力ニ承知シ得ル程度ナリ

と、霧社における製腦会社員の安否は不明ではあるが、他の者はすべて埔里へ下山し、内地人の店舗は全て掠奪されたが、本島人が商う店舗は異状がなかったこと、軍隊到着後の様子は新聞報道以外には入手することができなくなったことなどが述べられている。これについては、言論が統制されている実態を見ることができ、尤も、専売局という立場から考えるならば、これらの情報により得た重要な点は、「製腦事業には何等関係のない事件」であっ

たということであろう。専売局の大きな事業の一つとして、山地に展開する製腦事業であるだけに今回の事件の真相が何であったのかという点は非常に重要なことであつた。場合によつては、今後の製腦事業に影響を及ぼしかねないことであるため、各方面からの情報を集め確認を急いでいたものと考えられる。

なお、三〇日には一般官民の主たる慰問として、台中市助役、台中州下民間代表、松岡富雄、在郷軍人代表、煙草売捌人組合代表、台中州協議会員代表二瓶源吾、台中市消防組長江頭八重吉、台中市協議会員榊原辻太郎、本派本願寺代表能美顕正、赤十字社愛国婦人会代表鎌田正威等が慰問に訪れていた。

次いで、綴られている文書を見ていくと、昭和五年一〇月二九日に、「十月二十九日午前九時十分警務局長ヨリ電話ヲ以テ左記ノ通り専売局長へ通知アリ」として、「本日午前八時霧社蕃社ヲ訂「占領」(奪回)セリ」との報が入る。その二日前の二七日に立案された文書には、「霧社蕃害ニ関シ本日午後三時埔里出張所ヨリ報告セル概況左記ノ通ニ有之不敢取供聞候也」とある。その取り敢えず閲覧に供した概況報告とは、

- 一、十月二十七日霧社青年団ノ運動会開催ニ当リ郡守 司法主任 視学等列席ノ上午前八時開始シタルニ約八百名ノ蕃人八開始ト同時ニ暴動を起セリ
- 二、本事件ハ予テ内地人力使用シ居タル蕃婦力主人ノ子供ヲ負フテ埔里へ避難シ来リ始メテ知ルコトヲ得タリ
- 三、参列シタル郡守以下目下行衛不明(視学ハ負傷ノマ、避難)
- 四、蕃人八目下埔里街ヲ距ル一里半ノ地点ニ進出シ居レリ
- 五、霧社及トندان方面ハ全滅ノ見込
- 六、避難所トシテ製糖会社及専売局埔里出張所ヲ充當セラレ居ルヲ以テ午後ヨリ作業ヲ中止シ専ラ職員八警戒

## 二 従事ス

七、応援トシテ警察官百名八出発（台中ヨリ）シ軍隊ノ一部並飛行機三台八出発ノ予定

という情報であり、これらは電話または電報にて知らせている。ここには電報または電話かの記載はないが、これまで見てきた報告を見ると電話にて受けたと考えられる。この一報を受けた時点で専売局の第一号用紙に事件当日二七日午後三時での報告を記し、局長の「了」の字、庶務課長川村の自筆、高原・樋口・折尾の朱印を以て、閲覧に供していた。ここで報告された事件は、蕃婦が雇い主である主人の子供を背負って避難してきたことから霧社での事件が知らされ、六にある避難所として製糖会社と専売局埔里出張所が充てられ、出張所での作業は中止し、局員は専ら警戒に従事したことから、当該事件の情報は埔里出張所から本局へと知らされ共有されていくことになった。

霧社蕃害情報の次に綴られた文書の件名は、昭和五年一月二七日立案、二月一日決裁の専庶文第四七号ノ二一の「霧社事件ニ関シ義捐金募集ノ件」で、専売局の本局・支局・出張所および個人からの義捐金明細書「霧社事件義捐金」総額一〇二四円七二銭の内訳書が添えられたもので、これが内務局地方課長へ送付され、霧社事件義捐金取扱者である総務長官人見次郎から専売局長宛には、二月一日付の但書きに「霧社事件義捐金」と記載された領収証が送られている。

この義捐金については、「霧社事件書類」の1の(7)「慰藉、義捐ノ状況」に次のような記載がある。

「今回ノ惨状一般ニ報道セラル、ヤ期セスシテ同情集マリ遭難者ニ対スル義捐及ヒ討蕃隊ニ対スル慰藉ノ法ヲ講スル者続出シツ、アリ」とその状況について、

- 一、台湾日日新報社、台湾新聞社、台南新報社ノ三新聞社主催ノ下二十月三十一日ヨリ遭難者慰藉義捐金募集  
二着手セリ
- 二、台北仏教団員弘法寺住職外六名ハ遭難者ノ靈ヲ吊ヒ且討蕃隊慰問ノ為メ十月二十九日埔里ニ向ヘリ
- 三、基隆在郷軍人会ハ惨死者遺族ニ慰問品ヲ贈レリ
- 四、台中婦人会ニ於テモ同上慰問品ヲ贈レリ
- 五、台北大成青年團ハ台湾神社祭典余興ニ参加シタル子供百名ノ慰勞茶話会ヲ中止シ其ノ經費三十円ヲ遺族ニ  
贈レリ
- 六、對話経世新報社八同紙一千号記念費二千円ヲ拳ケテ犠牲者及遺族ニ贈レリ
- 七、大阪米穀取引所委員長文箭郡次郎八三十日金一千円ヲ台日紙ヲ通シ犠牲者及遺族ニ贈レリ
- 八、大阪運輸会社八同シク台日紙ヲ通シ金百円ヲ犠牲者及遺族ニ贈レリ
- 九、愛国婦人会台湾支部八慰問袋ヲ募集シ討蕃隊ニ贈レリ

と、このように三新聞社の主催にて義捐金が募集され、各団体において慰問品が贈られていた。新聞社における義捐金募集は、三社の連名により一〇月三十一日に募集記事が掲載された。記事内容は、「霧社事件遭難者慰藉の義捐金募集 霧社を中心とする蕃害の惨状は、報道到る毎に層一層甚だしく、無辜の犠牲者に対しては同情の念禁ずる能はざるものあり、依て三社は遭難者の慰藉の為に義捐金を募集し、普く大方仁人の同情を仰ぐこと、しました、奮つて喜捨義捐同愛同憂の意を致されんことを願ひます」として、その要件は、義捐金は一口金五拾錢以上で、但し数口取纏め五拾錢以上とし申込む場合も差支のないこと、義捐者の氏名金額は取り扱ふ新聞社の紙面に広告

することで領収の証明とすること、義捐金は三社の新聞各社において取り扱うこと、取り纏めて総督府に提出しその処置を請うこととされた。

この記事のなかの に関して、各新聞社が義捐金募集を行い、集めた義捐金は各社が取り纏めて総督府に提出し、処置も総督府の指示を得て行うものであった。それがこの永年保存別冊の第一四文書に綴られている義捐金募集についてである。

この第一四文書には、同簿冊の第九文書において義捐金を募集した際の義捐金募集の文書は、「今回ノ兇蕃蜂起ニ際シ多数ノ殉難者ヲ出シタル事誠ニ同情ニタヘス候トコロタマタマ官房秘書課長ヨリ別紙ノ通り遺族救済義捐金募集方照会有之候ニツイテ八当局ニ於テモ其意ヲ賛シ釀金致シ度候条貴内へ其旨御示達ノ上釀金方御取計ヒ願度得貴意候」と偶々台湾総督官房秘書課長よりの遺族救済のための義捐金募集の照会があったことから、義捐金を取り纏めて一月二三日迄に本局庶務課へ到達するようにと、各支局・各課長・各出張所宛に送付している。この文書には、総督官房秘書課長から専売局長宛に送られてきた義捐金募集の手紙が添付されていた。その手紙とは、

拜啓去ル二十七日台中州能高郡霧社ニ於テ蕃社唯一ノ年中行事タル運動会開催ニ当リ突如兇蕃蜂起シ百数十名ノ擄悪ナル蕃人八各自ニ兇器ヲ携帯シ運動会場及警察分署等ニ襲来シ臨席ノ小笠原郡守ヲ初メ參觀ノ為メ出場セル管内各駐在所職員及其ノ家族其他多数ヲ惨殺或ハ重傷ヲ負ハシメ一方附近一帯ノ住宅ヲ襲ヒ殺戮掠奪ヲ逞クシ且ツ管内多数ノ駐在所ヲ襲撃シ留守居中ノ職員及家族ニ危害ヲ加ヘ其ノ惨状全ク言語ニ絶スルモノ有之窮状黙視スルニ忍ヒス茲ニ於テ有志ト計リ之等殉難者ノ靈ヲ弔ヒ其遺族ヲ救済スル為メ義捐金ヲ募集セントスルモノニ有之候ニ付テハ左記事項責部下職員ニ提示ノ上釀金方御承引被下度此段得貴意候 敬具

として、醸金の割合については、

勅任官待遇者以上	実収入ノ	月収ノ	百分ノ五
奏任官待遇以上	全	全	百分ノ三
判任官及月収百円以上ノ		全	百分ノ一、五
判任官待遇者、嘱託、雇員	}		
右以外ノ判任待遇者及嘱託雇員	全	百分ノ一	
但シ錢位未滿八切棄ツルコト			

と定められており、また、義捐金の処分については、総務長官に一任し、義捐金を取り纏め、一月二五日迄に到達するように総督官房秘書課長宛に送金することが示されていた。これらの文書に続けて、「霧社事件遭難義捐金」の名前と金額が記された名簿が作成され、専売局長池田蔵六を筆頭に本局では、四六二円三銭が集められ、各支局長および出張所長からも次々と専売局庶務課長川村真岡へ義捐金が送られている。その義捐金と送付された日付は第二表の通りである。

このようにして、専売局庶務課長のもとに計画的に義捐金が集められ、その義捐金は総督官房秘書課長に送金された。

この第一四文書の最後に綴られていたのは、昭和六年一月二〇日に決裁された「霧社事件二対スル諭告移牒ノ件」

で、昭和五年二月三〇日発信の総督官房秘書課長代理沢永彦四郎から専売局長への諭告の通牒が添付されている。第一節において台湾総督府の霧社事件関連の文書がこの諭告案であったことは既に述べたが、一月二十九日に起案された諭告は翌日の三〇日に総督官房秘書課長代理から通牒され、専売局において立案されたのが翌六年一月一九日で、専売局庶務課長から各課長及官署長宛に移牒されたのが翌二〇日であった。専売局では、立案までに二〇日間を要したことになる。これについては、埔里出張所における要件への対応や業務の遂行について見る限り、専売局としてのやるべきことがほかにあったということが本簿冊や「霧社事件書類」から知ることができよう。

この最後に綴られている諭告移牒文書を文書学的に見ると、欄外に「類別目録簿記載済」と青スタンプが押され

第二表 専売局における義捐金募集

支局長・出張所	義捐金	送付日
屏東支局長赤田豊	28 円 37 銭	11 月 22 日
台南支局長出沢鬼久太	56 円 69 銭	11 月 24 日
宜蘭出張所長今村末吉	18 円 17 銭	11 月 21 日
台東出張所長小埤留三郎	5 円 76 銭	11 月 21 日
高雄出張所長佐伯章一	13 円 30 銭	11 月 21 日
澎湖出張所長山田和美	4 円 51 銭	11 月 21 日
鹿港出張所長中島隆吾	13 円 30 銭	11 月 21 日
嘉義支局長伊藤正勝	35 円 13 銭	11 月 25 日
台北酒工場小松重一	45 円 73 銭	11 月 22 日
斗六酒工場長米倉三樹三	8 円 56 銭	11 月 21 日
基隆出張所長藤田新吾	19 円 2 銭	11 月 21 日
台中支局長奥村文市	73 円 61 銭	11 月 22 日
台北煙草工場長三松経次	61 円 24 銭	11 月 21 日
花蓮港支局長笹川貫治	31 円 27 銭	11 月 22 日
神戸支局長角田広次	22 円 14 銭	11 月 11 日
北門出張所長畑田光之助	22 円 32 銭	11 月 21 日
埔里出張所長田村健一	6 円 14 銭	11 月 21 日
樹林出張所長増田恵	9 円 84 銭	11 月 22 日
布袋出張所長堤広治	42 円 47 銭	11 月 21 日
新竹出張所長佐藤早馬	12 円 64 銭	11 月 21 日
樹林酒工場長佐藤喜吉	32 円 19 銭	11 月 24 日
合 計	562 円 10 銭	

(『台湾総督府専売局公文類纂永年保存別冊、第一四文書から筆者作成])

ていることから、専売局においても総督府と同様に類別目録を作成していたことがわかる。この専売局の類別目録は現存していないが、総督府よりも門類別が細目化され門類目別であったことから、専売局にとっては類別目録は文書を整理し、文書を利用する上で必要なものであったことが分かる。また、この簿冊の目次の用紙を見ると、版心には、「公文書類纂目録 台湾総督府専売局」と印刷されている。しかし、右下欄外には、「公文類纂目録」と印字されており、簿冊名は、『昭和五年台湾総督府専売局公文類纂』であることから、間違えて「公文書類纂目録」と印刷してしまったのかどうかは判らないが、この版心の印字については、他の年度を調べる必要があるため、今後の課題としたい。

### 三、台北州海山郡鶯歌庄の記録

ここでは、台北州海山郡鶯歌庄の公文書（以下、「鶯歌庄文書」と称す）から霧社事件の関係文書を見ていくことにする。鶯歌庄における霧社事件関係文書には、昭和五年の第三種・一〇年保存文書として保存されてきた「庶務二関スル書類綴」の第三一文書に、鶯歌庄第一七八七号の「霧社事件義捐金並慰問二関スル件」<sup>34</sup>が綴られている。そこで、台湾総督府警務局が纏めた報告書「霧社事件誌」<sup>35</sup>（以下、「警務局文書」と称す）に記載された霧社事件の義捐金および慰問に関する記録と、台北州鶯歌庄に記録された文書とを比較しながら見ていくことにする。そこで、まず、この第三一文書を鶯歌庄庶務課の発件番号を基に、件名・差出人と受取人および決裁日の項目別に一覧表にすると、次の第三表のようになり、一一件の文書に分類することができる。

これらの文書を内容別に纏めると、(1)討伐隊慰問および返礼、(2)義捐金募集等に関する業務、(3)討伐隊遺族に対する業務、(4)守備隊帰還歓迎、(5)戦死者遙吊式挙行、の五つの内容により構成されていることがわかる。このなか

第三表 鶯歌庄文書における霧社事件関係文書

文書	発受件番号	件名・差出人と受取人	決裁日
1	鶯庶発第 1787号	「霧社事件義捐金並討伐隊慰問二関スル件」 鶯歌庄長陳阿玉から海山郡庶務課長宛	昭和5年11月30日
2	鶯庶発第 1796号	「霧社蕃害殉難者弔慰及救済義捐金募集二関スル件」 鶯歌庄長陳阿玉から海山郡庶務課長宛	昭和5年11月30日
3	鶯庶発第 1829号	「霧社事件義捐金募集二関スル件」 鶯歌庄長陳阿玉から海山郡庶務課長宛	昭和5年11月30日
4	鶯庶発第 1762号	「霧社事件義捐金寄附者名簿」 「霧社賊徒討伐隊慰問ノ件」 社長から各区委員宛 「霧社賊徒討伐隊慰問ノ件」 鶯歌庄長陳阿玉	昭和5年10月31日 昭和5年11月1日
		「清水警部以下四名二対スル慰問二付依頼状」 板橋街長神谷亀吉から鶯歌庄長宛	昭和5年10月31日
		「清水警部以下四名へ慰問品寄贈ノ醸金募集ノ件」 发起人江讚慶・簡鴻黎・陳仏斉・陳阿玉・神谷亀吉から各区委員宛	昭和5年10月31日
		「霧社事件賊徒討伐隊慰問醸金取纏メノ件」 鶯歌庄長陳阿玉から板橋街長神谷亀吉宛	昭和5年11月5日
5	海山庶庶 第1374号	「霧社事件義捐金並討伐隊慰問二関スル件」 庶務課長川野政治から鶯歌庄長宛	昭和5年11月6日
6	海山庶々 第1365号 ノ4	「霧社蕃害殉難者弔慰及救済義捐金募集二関スル件」 庶務課長川野政治から鶯歌庄長宛	昭和5年11月7日
7	秘己 第422号	「霧社蕃害殉難者弔慰及救済義捐金募集二関スル件」 総督官房秘書課長から台北州知事宛	昭和5年10月31日
8	海山庶々第 1365号ノ6	「霧社事件義捐金募集二関スル件」 庶務課長川野政治から鶯歌庄長宛 「霧社事件義捐金募集二関スル件」 総務長官から知事宛	昭和5年11月15日 昭和5年11月8日
		「霧社事件義捐金処理内規」 「霧社事件義捐金処理内規取捨心得」	
9	海山庶々第 1413号ノ1	「霧社事件被害者遺族、汽車賃割引二関スル件」 庶務課長川野政治から鶯歌庄長宛	昭和5年11月19日
10	秘己第467 号ノ2	「霧社事件遭難者及殉職者ノ親族へノ渡台費用 割引ノ件」 総督官房秘書課長から台北州知事宛 「霧社事件二付キ清水部隊以下六名二対スル慰 問金収支計算書周知ノ件」	昭和5年11月14日 昭和5年12月15日

11	鶯庶発第 [破損]号	板橋街長神谷亀吉から鶯歌庄長宛	
		「霧社事件二対スル清水警部以下五名慰問金決算 板橋街・土城庄・三峽庄・鶯歌庄・中和庄」	
		「清水警部以下四名勇士慰問金調」	
		「高橋秀人台北州警務部長ヨリ礼状ノ件」	昭和5年12月27日
		板橋街長神谷亀吉から鶯歌庄長宛	
		「高橋秀人台北州警務部長礼状」	12月
		台北州警務部長高橋秀人から海山郡庄民代表 神谷亀吉宛	
		「台北応援隊部隊長峯岐武二礼状」	昭和5年11月30日
		部隊長峯岐武二から鶯歌庄長陳阿玉宛	
		「霧社方面搜索隊大村部隊長礼状」	昭和5年11月26日
		警部大村万次郎から陳阿玉宛	
「回章 討伐隊加入ノ郡下四名へノ慰問金認諾 ノ件」			
「御回章 鎌田守備隊司令官帰還ニ付キ歓迎見 送ノ件」	昭和5年12月1日		
鶯歌庄役場から有志各位			
「御廻章 戦死者遙吊式挙行ノ件」	昭和5年11月29日		
鶯歌庄役場から有志各位			
「霧社賊徒討伐隊慰問ノ件」	昭和5年11月1日		
鶯歌庄長陳阿玉から宛先なし10件			
「海山郡警察課清水警部以下四名へ慰問品寄贈 ノ件」	昭和5年10月31日		
発起人江讚慶・簡鴻黎・陳仏斉・陳阿玉・神 谷亀吉から区委員谷宛			

(鶯歌庄文書『昭和五年庶務二関スル文書綴』第31文書より筆者作成)

で、警務局文書の「第二節 義捐、救恤」の「第一款 義捐金募集」における記載と鶯歌庄文書の②義捐金募集等に関する業務に含まれる文書として、第7文書の総督官房秘書課長から台北州知事宛の文書と、第8文書の総務長官から知事宛の文書を見ていくことにする。警務局文書には、「昭和五年十月三十日、人見総務長官は、府内各部長官及民間代表者、島内三日刊新聞代表者の募集を求め、総務長官官邸に於て、霧社事件殉職、殉難者の弔慰及其遺族救済の目的を以て、島内一般官民より義捐金募集のことを決定し、其の募集額を八万円と予定せられ、霧社事件義捐金処分規及同取扱心得を制定し、各地方長官又ハ其の官衛長をして処理せしめられたる」とある。鶯歌庄文書の第7文書の秘己第四二二号は、昭和五年一〇月三十一日に、台北州知事に宛てた文書であることから、人見総務長官が府内各部長官及民間代表者、島内三日刊新聞代表者を募集したのが一〇月三〇日であり、その日に義捐金募集を決定し、翌三十一日に総督官房秘書課長が各州知事へ通牒したのが次の内容ということになる（文中傍点筆者）。

今般霧社蕃害殉難者弔慰及救済ノ為義捐金募集ニ関シ官吏側ニ付テハ人見総務長官ヨリ照会セラレタル次第ナルカ一般民間側ニ付テハ一切台湾日日新報、台湾新聞、台南新報及東、台湾新聞社ニ其ノ取纏方ヲ依頼サレタルニ付各社ニ於テ夫々計画シ或ハ新聞社力募集ノ主体トナリタル形式ニ於テ社告ヲ為ス等大ニ宣傳募集ニ努ムル筈ナルカ右ハ実質ニ於テ人見総務長官ノ義捐金募集ニ対シ援助スルモノニシテ結局人見総務長官ノ手ニ於テ大正十一年府令第四十九号団体ノ費用徴収及寄附金品募集ニ関スル規則第十三条ニ依リ募集ヲ為スモノニ付キ御了知ノ上此ノ計画ニ対シ進ンテ御援助相成度依命右通牒ス

と、義捐金募集の一般への周知について、この鶯歌庄文書では「台湾日日新報、台湾新聞、台南新報、東台湾新聞

社」の四新聞社に義捐金の取り纏めを依頼しているが、警務局文書では、「島内三日刊新聞代表者の参集<sup>55</sup>を求め」とあり、新聞紙上においても既に見てきたように三新聞社連名により新聞広告を出していた。しかし、ここでは東台湾新聞社も加えての四社に依頼していたことから、東台湾新聞社のみ単独で新聞広告を出していたようだ。さらに、新聞での周知であることから、各社においてそれぞれが計画し、或いは新聞社が主体の形式をとり、社告をもつて大々的に宣伝募集に努めるものであるが、実際は、人見総務長官の義捐金募集の援助とするものとして大正一年府令第四九号の「団体ノ費用徴収及寄附金品募集ニ関スル規則」第一三条による募集とするよう了知の上での計画に対して進んで援助するようにと通知している。また、警務局文書では、霧社事件義捐金処分規及同取扱心得を制定し、各地方長官またはその官衛長をして処理することが記録されている。この制定された義捐処分に關する内規および取扱心得は、鶯歌庄文書においては、一月八日に、総務長官から各知事宛の通牒「霧社事件義捐金募集ニ関スル件」に添付されている。この通牒とは、

今回ノ霧社事件ニ関シテハ各地トモ深キ同情ヲ寄セラレ夫々義捐金募集ノ計画有之哉ニ被認候処区々ニ巨ルコトハ動々モスレハ適切ヲ欠ク処有之ヲ以テ最有効適切ニ其ノ目的ヲ達成センカ為ニ八寧口ノヲ統制アル機關ニ依リ措置スルヲ機宜ノ処置ト被存候ニ付遇日本府ニ於テ官民有志及日刊新聞社代表者ト協議シ遭難者ノ弔慰救濟ハ勿論軍人、警察官等ノ戦死、殉職、負傷、疾病等ニ対シ相当慰問弔慰ノ方法ヲ講スル為メ広ク義捐金ヲ募集スルコト、シ官吏ノ分ハ曩ニ秘書課長ヨリ通牒致候通一定ノ率ニ依リ其ノ他一般ニ係ル分ハ台日、台南、台湾及東台湾ノ四新聞社ヲシテ募集セシメ其ノ各社募集金ハ官吏ノ分ト共ニ總テ本府ニ於テ取纏メ措置スルコトニ協議相纏候条既ニ各地ニ於テ夫々義捐金募集ノ計画進行中ノモノモ可有之ト存候ニ付右八本計画ニ台流セシ

メラレ統一ヲ期シ得ル様御配慮相煩度右通牒ス

というもので、この度の事件は、各地において深い同情が寄せられていることから、それぞれが義捐金募集の計画があるうが、有効適切に目的を達成するため統制ある機関により措置することが望ましく、そのため総督府において官民有志と日刊新聞社代表者と協議し、事件による遭難者の弔慰救済はもちろんのこと、軍人、警察官等の戦死、殉職、負傷、疾病等に対し慰問弔慰の方法を講ずるために広く義捐金を募集することにし、官吏の分は秘書課長により一定の率により集め、一般については、台湾日日新報、台南新報、台湾新聞、東台湾新聞において募集し官吏の分とともにすべて総督府において取り纏めて措置することとし、すでに義捐金募集の計画が進行中のものも本計画に合流することとする旨を通牒している。総督官房秘書課長から台北州知事宛の通牒よりも、さらに詳細な説明がなされていることから、三二日の総督官房秘書課長からの通牒では、各地における義捐金募集が区々であり統一がなされなかつたことが考えられる。そのため、最初の言葉に、「各地トモ深キ同情ヲ寄セラレ夫々義捐金募集ノ計画有之哉」と、「適切ヲ欠ク処有之ヲ以テ最有効適切ニ其ノ目的ヲ達成センカ為ニ」として、統制ある機関、つまり総督府が纏めることが最も適切に義捐金を集められるとし、最後には、「各地ニ於テ夫々義捐金募集ノ計画進行中ノモノモ可有之ト存候ニ付右八本計画ニ合流セシメラレ統一ヲ期シ得ル様」として、各地において義捐金募集を計画中のものもすべて総督府において纏めることを強調している。既に見てきたように、一〇月三十一日に台湾日日新報と台南新報および台湾新聞は三社連名で義捐金を募集しており、義捐金は三社の新聞各社において取り扱うこと、取り纏めた義捐金は総督府に提出しその処置を請うこととされ、新聞において周知しているが、これらの各新聞社が取り纏めて総督府に提出することを改めて各州知事に通知することで徹底させようとしていた。新聞を通

じて霧社事件についての情報は台湾全土へと伝わり、台湾各地の住民に大きな影響を与えていた。

台湾各地からの義捐金の処理についてはその方法が定められる。本府において決定した「霧社事件義捐金処理内規」および「霧社事件義捐金処理内規取扱心得」は、この「霧社事件義捐金募集二関スル件」に参考として添付されている。その内規は、次のとおりである。

#### 霧社事件義捐金処理内規

第一条 霧社事件二因ル殉職、殉難者及其族並遭難者ノ弔慰救済ニ関スル義捐金取扱ノ事務ハ本内規ニ依リ処理ス

第二条 総務長官ハ一切ノ事務ヲ総理ス

必要ニ依リ相談役ヲ設クルコトヲ得

第三条 本事務ヲ処理スル為メ左ノ係員ヲ置ク

幹事長

幹事

書記

第四条 幹事長ハ内務局長ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 幹事ハ内務局地方課長及官房会計課長ヲ以テ之ニ充テ左ノ事務ヲ分掌ス

庶務係

会計係

第六条 事務執行ノ為必要アル場合ハ府内課長中ニ付事務ヲ依嘱ス

第七条 書記ハ各係ニ配属ス

第八条 事業ニ関スル費用ハ義捐金ヲ以テ之ニ充ツ

霧社事件義捐金処理内規取扱心得

第一条 義捐金ノ送付ヲ受ケタルトキハ庶務係ニ於テ受理シ会計係ニ之ヲ送付スベシ

会計係ハ之ヲ台湾銀行ニ預入ルベシ

第二条 義捐金ノ出納ハ会計係ニ於テ庶務係ニ合議ノ上幹事長ノ認印ヲ受ケ之ヲ行フベシ

第三条 弔慰金ハ左ノ各号ニ依リ之ヲ贈ルモノトス

一、殉職、戦死者又ハ家長タル者殉難ノ場合

二、家長ノ妻殉難ノ場合

三、家族殉難ノ場合

四、前各号以外ノ殉難者

五、負傷者死亡シタル場合

六、討伐従事中又ハ遭難者避難中病死シタル場合

第四条 救済金ハ左ノ各号ニ依リ遺族ニ之ヲ贈ルモノトス

一、父母ヲ失ヒタル子女、父ナカリシモノニシテ母ヲ失ヒタル者

二、父ヲ失ヒタル子女

第五条 傷痍見舞金ハ傷痍者ニ贈ル

第六条 罹病見舞金ハ必要アリト認ムルトキ被害世帯毎ニ贈ル

第七条 家財補助金ハ必要アルト認ムルトキ被害世帯毎ニ贈ル

第八条 衣服補助金ハ必要アルト認ムルトキ被害者一名毎ニ贈ル

第九条 前各条ニ定ムルモノ、外必要アリト認ムルトキハ避難者ニ対シ雑用トシテ金員ヲ贈ルコトアルベシ

第十条 弔慰及救済金ハ特別ノ事情アル場合ハ前各条以外ニ贈ルコトアルベシ

第十一条 殉職、戦死、殉難者ノ為適當ノ時期ニ於テ追悼法会ヲ行ヒ且ツ殉難碑其他適當ノ施設ヲナスモノトス

この「霧社事件義捐金処理内規」の第一条において、「霧社事件ニ因ル殉職、殉難者及其族並遭難者ノ弔慰救済ニ関スル義捐金取扱」の事務は本内規により処理することが定められ、第二条において、総務長官が「一切ノ事務ヲ総理ス」とあることから、義捐金はすべて総務長官が纏めることがこの内規において規定されたことになる。さらに、本事業に関わる費用も義捐金を以て充てることが第八条において定められている。

次に、「霧社事件義捐金処理内規取扱心得」の第一条において、「義捐金ノ送付ヲ受ケタルトキハ庶務係ニ於テ受理シ会計係ニ之ヲ送付」し、「会計係ハ之ヲ台湾銀行ニ預入ル」ことが定められ、第三条において、弔慰金は、「殉職、戦死者又ハ家長タル者」、「家長ノ妻」、「家族」、「前各号以外」、「負傷者死亡」、「討伐従事中又ハ遭難者避難中病死」の場合において贈られ、第四条により、救済金は、「父母ヲ失ヒタル子女、父ナカリシモノニシテ母ヲ失ヒタル者」、「父ヲ失ヒタル子女」に贈られることになった。このほかに、傷痍見舞金、罹

病見舞金、家財補助金、衣服補助金を、避難者に対しても雑用として金員を贈ることもあり、第一〇条において、弔慰金および救済金は、「特別ノ事情」がある場合においては、前各条以外にも贈ることもあるとされた。最後の第一一条では、「殉職、戦死、殉難者ノ為適當ノ時期ニ於テ追悼法会」を行い、「殉難碑其他適當ノ施設」<sup>(56)</sup>をなすものと定められている。

このように、義捐金についての処理内規およびその取扱心得が規定されるほど多くの義捐金が集められたこと、それは、この事件により多くの命が失われたことを示しており、「適當ノ施設」をなしてまで慰霊が必要なほど悲劇的な事件であった。

次の、第10文書は、霧社事件被害者遺族の汽車賃割引について、総務官房秘書課長から台北州知事宛の霧社事件遭難者および殉職者の親族が渡台する際の交通局と船会社（近海郵船・大阪商船）において便宜を図る旨の照会文（写）である。その照会文には、

一、割引ヲ受クル者ノ範圍

事件被害者ノ遺族ニシテ知事又八庁長発行ノ遺族タル証明書ヲ有スル者ニ限ル

二、割引率

船車賃共各等五割引但鉄道省線二八割引ナシ

三、割引区間

鉄道ニアリテハ、本線各駅ヨリ基隆行及台東線各駅ヨリ花蓮港又八台東行並連帯取扱各駅ヨリ鉄道省線連

帯取扱各駅行汽船ニアリテハ、基隆発門司又八神戸ニ到ル区間

## 四、割引期間

昭和五年十二月三十一日限リトス

と、便宜の方法が示されているが、割引を受ける者は知事または庁長発行の遺族証明書を有する者であり、汽船の割引区間は基隆発門司または神戸となっていること、割引期間が大晦日の十二月三十一日の一日限りとされていることから、かなり限定されていたといえよう。

さらに、第10文書は、清水部隊以下六名への慰問金終始計算書である。この文書には、台北州海山郡下各街庄（板橋街一八〇円一〇銭、土城庄六〇円、三峽庄三六円六〇銭、鶯歌庄三三円一〇銭、中和庄三〇円）の慰問金総額三三九円八〇銭から、清水部隊への慰問品と記念銀洋盃各一組のほか台北部隊の慰問袋一七三個と電務工手への慰問品として合計二七四円九二銭を差し引いた金額六四円八八銭は、凱旋祝賀会費用へ充当した旨が記載された決算書と、清水部隊への慰問金調として醸出金額と氏名を街庄毎に纏めた名簿が添付されており、これらの御礼として、台北州警務部長高橋秀人および台湾部隊部長吉岐武二よりの礼状が綴られている。第10文書の最後には鎌田守備隊司令官の帰還の歓迎についての文書が綴られているが、これは専売局文書の第15文書にある帰還歓迎と同様に、一月二日午後一時二八分台北着の列車にて帰還のため最寄駅を通過の際には多数の歓迎にて見送るようにと其筋より通知に付き配慮する旨の通知が前日に鶯歌庄役場より住民に知らせられることになる。その向きとは、総督官房秘書課長である。鶯歌庄における最寄駅とは、鶯歌駅に午後〇時四七分、山子脚駅に午後〇時五九分、樹林駅に午後一時六分と追加として各駅通過時刻を示し、多くの人を集めようとしていた。ここには、戦った兵士への慰労の表現として総出で出迎えるというだけでなく、戦乱および戦死者といった言葉が各文書に記載されている

ことから戦争としての意味合いが隠されているのではなからうか。台湾各地域において、遙吊式日程決定の通知がなされていたのであろう。鶯歌庄においては、郡からの連絡により、一月三〇日午後一時より板橋小学校にて挙行するよう決定した旨が前日に告げられ、有志者は参列するようにとの通知を行い住民に周知していた。警務局文書の「第三節 殉難、殉職者追悼会」において、「霧社事件殉難、殉職者追悼会は、昭和五年十一月三十日午後一時より、台湾総督府主催の下に台中水源地に於て仏式を以て挙行せられたり」とあることから、台中州において、追悼会は、霧社事件から一ヶ月余り過ぎた一月三〇日に、台湾総督府の主催により、台中水源地<sup>35)</sup>において行われた。このことから、各地域において、遙吊式を同日に行っていたことがわかる。

最後の第11文書では、昭和五年一月一日に鶯歌庄長陳阿玉より鶯歌庄内のそれぞれの地域の住民代表に送り討伐隊慰問金および慰問品寄贈募集に付き氏名と寄贈金額を書き入れて回送を求めている。申込用紙となっている募集案内一〇枚に手書きされたその用紙が綴られている。ここには、「五十錢以上ノ寄贈者ニ八夫々新聞広告ヲ致スヘク」として新聞に名前が掲載される仕組みになっていた。このように、慰問金品は各住民への強制的に行われていたといえよう。

この簿冊の最後には、文書名に霧社事件の名称は使用されていないが、「建功神社ニ合祀スヘキ資格者調査ノ件」および「建功神社へ合祀ノ件」という文書が海山郡庶務課から鶯歌庄役場宛に発せられ、「建功神社ニ合祀スヘキ資格者調査ノ件」が庄長から各区委員宛に発せられていることから、霧社事件の戦死者についての合祀資格の有無を調査していたことが判る。

最後に、霧社事件に関する文書が綴られたこの簿冊は、一〇年保存文書であることから有期保存文書である。この有期保存年限である簿冊が一五年経た昭和二〇年において残存していた点については、紙幅の関係で別途論じて

いく。

### おわりに

本稿では、何故、台湾総督府文書に霧社事件に関する文書が論告案しか綴られていないのかという疑問から、まず、論告案の内容を見ていくことから始めた。なぜ台湾総督府文書に霧社事件に関する文書が綴られなかったのかという理由については、台湾総督が事件直後に台湾軍司令官に対して出動要請を行っていたというのが原因であろうと考えられる。なぜならば、霧社事件に関する上奏書が陸軍大臣から提出されていたからにはかならない。つまり、事件直後には事件に関する指揮権が台湾総督府の上部組織である拓務省や陸軍省といった本国政府に委ねられた形となったことから、台湾総督府文書に討伐に関する軍事関係文書が少ないということになる。しかし、討伐には警察官から一般行政官吏までもがかかわっていることから関係文書が論告案しかないことは、戦中期の空襲による焼失、または意図的な廃棄としか考えられない。

このように台湾総督府文書には綴られていない霧社事件に関する文書が、官営企業である専売局文書に、「霧社事件書類」と「霧社兇蕃襲撃事件報告」として纏められて保存されていた。前者は簿冊として纏められ、後者は「霧社兇蕃襲撃事件二関する件」という一件書類として案件名のなかにおいて纏められた報告書である。このなかで注目すべきことは、専売局埔里出張所の事件当日からの記録である。埔里は霧社から最も近い町であることから、霧社事件に遭遇したが逃げ出すことができた霧社の住民が助けを求めたのが埔里の町であり、その住民の避難所となったのが埔里出張所であった。そのため、避難してきた住民から霧社の様子を聞き取りしたものや、その後の埔里の警戒態勢の様子などがこの報告書には記録されていた。しかし、軍隊が現地を掌握し避難民が霧社へ帰った後

には、現地の情報は遮断され、新聞記事だけが現地を知る情報源となる。そのため、専売局文書には、内地人側・本島人側・在台外国人・左傾分子や民衆党らのさまざまな台湾住民の考えが素直な言葉でもって述べられたものが記されていることから、この専売局文書に綴られた「霧社事件書類」は、貴重な歴史資料といえよう。また、それだけでなく、このような形で資料が纏められていると言つことは、専売局がそれぞれの立場の意見を纏めて報告書として残す必要があつたことを意味していよう。台湾の平地のみならず山地においても、各地に営業所や出張所を持つ専売局の経営上において、これらの記録を必要なものと見ていたのではなからうか。各地の工場や専売品の購買所などは住民と直接関わりを持つ場である。それらの現場での民情や動向というものが、経営に影響を及ぼさねないということを知っているがために、今後の対策として残す必要があつたのではなからうか。なぜならば、事件の情報を集めた結果、「製腦事業には何等関係のない事件」であるという言葉からは、台湾経営を担う専売局の最も重要な事業である製腦事業への抵抗による叛乱ではなかつたという安堵感を覚えたその言葉は、台湾の資源を利用する製造業者としては今後の製腦事業に影響を与えかねないという懸念を抱いていたからである。そのため情報の収集を急いだことは言うまでもない。さらに、専売局にとってやらなければならないことがあつた。それは、霧社に出勤した台湾軍兵士たちへの専売品である酒および煙草の供給であつた。埔里出張所の局員は、続々と霧社へ参集する兵士たちへの酒および煙草の摂取量を予め算出し、在庫分だけでは不足すると考えて台中支局等からの輸送を依頼し、補充を行った上で兵士たちを迎えようとしていた。埔里の町と出張所との警備をしながらも専売品配給についても計画的に態勢を整えていたのであつた。

最後に、鶯歌庄文書は、義捐金、遙吊式参加、帰還兵士の出迎えが中心となっている。正に、銃後の状態の記録といえる。事件現場から遠く離れた地域住民にとって、事件に関して行えることは、義捐金や慰問品募集に応える

ことであり、帰還兵士の出迎えや、戦死者への慰霊であった。しかし、これらが、総督官房秘書課長が発した台湾総督府からの要請というシステム化されたなかで行われていったことが、専売局文書と鶯歌庄文書から明らかとなった。それであるが故に、上部機関である総督府に事件に係する文書が綴られていないといふことはあり得ない。つまり、文書行政的にもあり得ないことになる。霧社事件という事件を通して、台湾総督府文書のみならず、附属機関および末端機関の文書を詳細に見ていくことは、日本の統治システムの細部までもが見えてくることを意味している。

本稿では、専売局文書を中心に霧社事件を見てきたが、台湾総督府が行政機関としてどのように霧社事件にかかわっていたのかについて、問い直す必要がある。そうすることによって台湾における行政機関としての総督府の役割を明らかにすることができよう。

## 註

- (1) 戴國輝編著、『台湾霧社蜂起事件 研究と資料』、株式会社社会思想社・一九八一年、五九八頁。
- (2) 戴國輝著、同上、一三頁～四六頁。
- (3) 小島麗逸著、同上、四七頁～八三頁。
- (4) 宇野利玄著、同上、八四頁～一三三頁。
- (5) 田中宏著、同上、一四頁～三〇頁。
- (6) 春山明哲著、同上、一三頁～一五四頁。
- (7) 松永正義著、同上、一五五頁～一七五頁。
- (8) 河原功著、同上、一七六頁～二〇一頁。

- (9) 戴國煒著、同上、二〇二頁～二三九頁。
- (10) 大田君枝・中川静子著、同上、二四〇頁～二五一頁。
- (11) 拓務省管理局长生駒高常、同上、二五九頁～三四七頁。
- (12) 台湾総督府警察局編、三五三頁～五二〇頁。
- (13) 台中州能高郡警察課、五二五頁～五三四頁。
- (14) 台湾軍參謀陸軍歩兵大佐服部兵次郎、同上、五三九頁～五六一頁。
- (15) 春山明哲編、同上、五六三頁～五八〇頁。
- (16) 河原功編、同上、五八一頁～五九八頁。
- (17) 春山明哲著、株式会社藤原書店・二〇〇八年、四二二頁。
- (18) 春山明哲著（『アジア経済』第六〇巻第四号）、アジア経済研究所・二〇一九年、二七頁～五六頁。
- (19) 同上、四九頁。
- (20) 北村嘉恵編（『教育史・比較教育論考』第二〇号、北海道大学教育学部・二〇一〇年、七四頁～一〇七頁）。
- (21) 宇野利玄著（『台湾霧社蜂起事件 研究と資料』、株式会社社会思想社・一九八一年、八四頁）。
- (22) 「霧社事件の顛末」、台湾総督府、一九三〇年二月、国立台湾図書館所蔵。
- (23) 「霧社事件二関スル件」（『陸軍省大日記』大日記乙輯・永存書類乙集第4類第5冊・昭和5年、レファレンスコード C01006416800）。
- (24) 「霧社事件書類」、台湾総督府専売局公文類纂、簿冊番号一一二七〇。
- (25) 「霧社凶番襲撃事件報告」（『昭和五年台湾総督府専売局公文類纂永年保存別冊』第九文書、簿冊番号一〇三〇五）。
- (26) 「霧社事件二対スル総督諭告発布ノ件」（『昭和五年台湾総督府公文類纂永久保存第一巻』第四文書、簿冊番号〇四二二七）。
- (27) 諭告第一号（『台湾総督府報』号外・昭和五年二月三〇日、一頁）。
- (28) 諭告第一号（『台中州報』第六五七号、『府報抄録』・昭和六年一月三日、一七頁・一八頁）。

- (29) 台湾総督府事務官沢永彦四郎は、昭和五年二月一日に総督官房秘書課長石川重男不在中の代理を命ぜられている（『台湾総督府報』第一一三三号・昭和五年二月一七日、四八頁）。
- (30) 文書には「了」としか掛かしていない。
- (31) 台湾総督府事務官竹下豊次は、昭和五年二月一日に総督官房文書課長兼総督官房調査課長石川重男不在中の代理を命ぜられている（『台湾総督府報』第一一三三号・昭和五年二月一七日、四八頁）。
- (32) 前註26同掲。
- (33) 清書された諭告は、告論文とある。
- (34) 『霧社事件に就て』、前註14同掲、五六―一頁。
- (35) 「石塚英蔵依願免本官」（『公文別録』親任官任免卷六、自昭和五年至昭和八年、レファレンスコードA03023457800）。
- (36) 「人見次郎賞与ノ件」（『昭和六年一月・二月・三月高等官進退原議』第二三二文書、簿冊番号一〇〇六三）。
- (37) 「拓務省所管霧社事件費台湾総督府特別会計第二予備金ヨリ支出ス」（『公文類聚』第五四編・昭和五四年・第二五巻・財政五・会計五・臨時補給一・特別会計・第二予備金支出、レファレンスコードA01200614300）。
- (38) 「台湾憲兵隊長ヨリ今回ノ事件ヲ軍ニ於テハ霧社事件ト名付ケ此ノ用語ヲ一定セリ」（『陸軍省大日記』陸軍省雑文書・霧社事件、レファレンスコードC10050156200）。
- (39) 「今朝来台中州霧社附近蕃人反乱ノ同地附近諸駐在所全滅ノ報アリ」（『陸軍省大日記』陸軍省雑文書・霧社事件、レファレンスコードC10050152900）。
- (40) 前註23同掲。
- (41) 拙稿、「台湾総督府の文書管理と文書取扱に関する一考察」（社研叢書19『現代の公文書史科学への視座』、中京大学社会科学研究所・二〇〇六年・二六四頁―二六六頁）と、「皇太子台湾行啓関係文書の史料学的分析」（『社会科学研究』第三一卷第二号、中京大学社会科学研究所・二〇一一年・八五頁―九九頁）を参照。
- (42) 前註24同掲。
- (43) 前註25同掲。

- (44) 前註24同掲（拓務省管理局長生駒高常著、株式会社社会思想社・一九八一年、同上、二六〇頁～三四七頁）
- (45) 前註11同掲
- (46) 原本では、「五、原因二対スル憶説、風評」とある。
- (47) 前註11同掲、四七六頁。
- (48) 前註24同掲。第二節において註50までに引用している文書については、本文書からの引用のものであるため、これ以降は註を付していない。
- (49) この下山宏の兄一と日本文枝との三女操子の著作が、『故国はるか 台湾霧社に残された日本人』、株式会社草風館、一九九九年、二八三頁である。
- (50) 註25同掲。第二節の註51までに引用している文書については、本文書からの引用のものであるため、これ以降は註を付していない。
- (51) 『台南新報』第一〇三三八号、昭和五年一〇月三十一日・二頁。『台湾日日新報』第一〇九七二号、昭和五年一〇月三十一日・七頁）。
- (52) 「霧社事件二関シ義捐金募集ノ件」（『台湾総督府専売局公文類纂永年保存別冊』第一四文書、簿冊番号一〇三〇五）。この第一四文書については、簿冊番号一〇三〇五に綴られてはいるが、目次にはこの第一四文書はない。赤紙で「材料」、次に青紙で「義捐金」と墨書きされた二枚の紙の次にこの第一四文書が綴られていることから、本来は別の簿冊に綴られていた可能性がある。第二節において引用している文書については、本文書からの引用のものであるため、これ以降は註を付していない。
- (53) 「霧社事件義捐金並慰問二関スル件」（『昭和五年庶務二関スル書類綴』第三二文書、鶯歌庄役場）。第三節において引用している文書については、本文書からの引用のものであるため、これ以降は註を付していない。
- (54) 前註12同掲
- (55) 同上、四七三頁。
- (56) 坂井久能著「営内神社・陸軍墓地等から見た霧社事件死没軍人の慰霊」（『海外神社跡地から見た景観の持続と変容』、

神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター、二〇一四年、三七頁～六五頁）を参照。

(57) 前註12同掲、四七四頁。

(58) 現在の台中公園から孔子廟までが当時の台中市水源地とされており、かなり広い範囲である。

本研究は、JSPS 科研費 (JP26370753 JP16K03006) の助成を受けたものです。